

令和4年第2回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和4年3月8日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和4年3月8日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 <u>      欠番      </u>	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	藤川 健	総務政策課長	中村 元紀	税務住民課長	山下 健一
保健福祉課長	奥野 良子	産業振興課長	里中 和樹	建 設 課 長	真砂 浩行
教育事務局長	梅前 宏文	上下水道課長	平生 公一	病院老健事務局長	竹郷 哲也
地域づくり推進室長	中川 泰成	防災対策室長	見並 智俊	生活環境室長	山口 成人
地域共生室長	中西扶美代	監 査 委 員	中村 功		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	中西 豊	同 書 記	宮本 尚美	同 書 記	中村 修穂
--------	------	-------	-------	-------	-------
- 8 日 程
  - 第 1. 会議録署名議員の指名

1番 福田 泰生 君
2番 渡邊 昌行 君
  - 第 2. 会期の決定の件 15日間
  - 第 3. 諸般の報告

報告第 1号	例月出納検査の結果報告について
報告第 2号	閉会中における議員の辞職許可について
  - 第 4. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
  - 第 5. 議案第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
  - 第 6. 議案第 6号 玉城町犯罪被害者等支援条例の制定について
  - 第 7. 議案第 7号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
  - 第 8. 議案第 8号 玉城町公共施設整備基金条例の制定について
  - 第 9. 議案第 9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条

例の制定について

- 第10. 議案第10号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第11号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第12号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第13号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第14. 議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正について
- 第15. 議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第16. 議案第16号 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止について
- 第17. 議案第17号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第18. 議案第18号 町道の認定について
- 第19. 議案第19号 工事請負契約の変更について（令和2年度 第19号 玉城町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事）
- 第20. 議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）
- 第21. 議案第21号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第22. 議案第22号 令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23. 議案第23号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）
- 第24. 議案第24号 令和3年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第25. 議案第25号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第26. 議案第26号 令和3年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第27. 議案第27号 令和3年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第28. 議案第28号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第29. 議案第29号 令和3年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 第30. 議案第30号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第31. 議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算
- 第32. 議案第32号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第33. 議案第33号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第34. 議案第34号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
- 第35. 議案第35号 令和4年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第36. 議案第36号 令和4年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第37. 議案第37号 令和4年度玉城町病院事業会計予算
- 第38. 議案第38号 令和4年度玉城町水道事業会計予算
- 第39. 議案第39号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算

第40. 議案第40号 令和4年度玉城町下水道事業会計予算

第41. 議案第41号 令和4年度玉城町一般会計予算（1号）（追加議案）

（午前9時00分 開会）

## ◎開会の宣告

○議長（風口 尚） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和4年第2回玉城町議会定例会を開会いたします。

本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を取らせていただきます。

1つ目に、サーキュレーターによる常時換気を実施するとともに、おおむね1時間に1回程度の休憩を挟み、議場を開放して十分な換気を行うこととします。

2つ目に、会議中及び発言の際におけるマスクの着用を義務づけます。

3つ目に、本定例会を通じ、執行部の答弁は、登壇して発言する以外は着席のまま行なってください。

4つ目に、ウイルス感染防止対策として、適宜の水分摂取を許可いたします。

5番目に、ソーシャルディスタンス確保の観点により議席の間隔を開けているため、マイク設備のない席がございますので、議員各位が発言の際は、質問席にてお願いいたします。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、町長より定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 令和4年第2回玉城町議会定例会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

ご承知のように、3月6日、三重県に発出されておりましたまん延防止等重点措置が解除されました。玉城町におきましても、感染者数は減少傾向にありますものの、まだ予断を許さない状況でございます。全国的な状況を眺めても、感染は収束しているとは言えません。三重県では引き続き、3月21日まで再拡大阻止重点期間として、感染防止対策の徹底を呼びかけておるところであります。玉城町におきましても、緩めることなく対応をしていかなければなりません。

3日目のワクチン接種は、多くの皆様の協力によりまして、県内でも大変早いスピードで接種を進めさせていただいております。玉城病院をはじめ、町内開業医の皆様、また、現場で活躍されているエッセンシャルワーカーの皆様に、改めて深く感謝を申し上げます。

そして、ご自身や大切な家族、ご友人を守るため、積極的な接種にもご協力をお願い

をし、また、町で感染や濃厚接触なので自宅待機を余儀なくされているご家庭に、緊急的な措置として、食料品や日用品を「思いやりパック」ということでお届けをしております。利用いただいた方から温かいメッセージも届いており、大変感謝をしておるところでございます。また、遠慮なくお申入れをいただきたいと思っております。

今週卒業する玉城中学校3年生150名は、1年生に入学をされたときから新型コロナによりますます大きな影響を受けながら学校生活を過ごしてきました。本当に大変な状況であったにもかかわらず、保護者の皆様や学校長をはじめ、先生方のご努力で、先日3月4日無事卒業式を迎えられました。地域の子供たちに引き続き温かいご支援を賜りたいと存じます。

富岡管理理事長をしております万協製薬さんが、工場の増設に着手をされておられます。また、積良にも4月には工場を立地をいただけたといった話もございます。コロナの中でありますけれども、増設や立地を決めていただいた企業の皆さんに感謝を申し上げる次第でありますし、さらに若い方々の雇用の場が増えていくと期待をしておるわけでございます。また、町内の田丸小学校や有田小学校周辺には、新築の家屋の着工が始まっているところも見受けられます。町の住み心地を評価いただいているものと思っております。

そして、大変ご不便をかけておりましたお城広場のグラウンドが間もなく完成を迎え、スポーツ交流の場として町の新たな魅力施設となることを期待をしております。健康づくりやスポーツなどにぜひご利用をいただきたいと思っております。

懸案の道路整備の一つでございました浜塚から田丸大橋までの間の拡幅工事、これの着手を進めておりますし、さらに、近くの外城田川の災害対策としての護岸の補強工事も本格化しておるところであります。ご協力をいただきました地権者の皆様に改めて感謝を申し上げる次第あります。工事期間中は今しばらくご不便をおかけをいたしますけれども、ご協力をお願いを申し上げる次第です。

引き続き、コロナ対策や町の課題解決や、さらなる活性化に向け、オール玉城で取り組んでまいります。基本的な感染防止対策を徹底いただくとともに、今一度優しさと思いやりあふれるまちづくり宣言を実践し、正しい行動を呼びかけてまいります。

本日は当初予算、さらに補正予算、あるいはその他の条例等の案件につきまして、21件にわたってご審議を賜るということになります。何とぞよろしく願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（風口 尚） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 福田泰生 君                      2番 渡邊昌行 君  
の2名を指名します。

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（風口 尚） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月22日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

## ◎日程第3 諸般の報告

○議長（風口 尚） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、報告第1号 令和3年11月分ないし令和4年1月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しました。

次に、報告第2号 閉会中における議員の辞職許可の報告を行います。

津田久美子議員から、議員の辞職願が令和4年2月15日に提出され、同日付で議員辞職を許可しましたので、玉城町議会会議規則第99条の規定により報告いたします。

諸般の報告は以上です。

## ◎日程第4 議案の審議

○議長（風口 尚） 次に、日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

人権に関する課題や問題が複雑化している今日、住民のニーズは高度多用化し、その内容も複雑化しております。人権意識は普及致してまいりましたが、今なお自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

今回、守野敦子氏が任期満了となることに伴い、人格識見高く広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任と考え、大島慶之氏を推薦致したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方は起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（風口 尚） 起立全員であります。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

## ◎日程第5 議案第5号

○議長（風口 尚） 次に、日程第5 議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

玉城町固定資産評価審査委員会委員として、上田登美夫氏、松田幸一氏、辻井真也氏をそれぞれ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、補足説明は省略いたします。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(風口 尚) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

本案については討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 異議なしと認め、討論を省略します。

これから、議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、委員ごとに起立によって行います。

まず、上田登美夫氏を選任することに同意の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員です。

したがって、上田登美夫氏を選任について、同意することに決定しました。

次に、松田幸一氏を選任することに同意の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員です。

したがって、松田幸一氏を選任について、同意することに決定しました。

次に、辻井真也氏を選任することに同意の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員です。

したがって、辻井真也氏を選任について、同意することに決定しました。

## ◎日程第6 議案第6号から日程第9 議案第9号

○議長(風口 尚) 次に、日程第6 議案第6号 玉城町犯罪被害者等支援条例の制定についてないし日程第9 議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第6号 玉城町犯罪被害者等支援条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、生活環境室長から説明をさせます。

次に、議案第7号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、公正な選挙を実現するとともに、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため、候補者の選挙運動費用の一部について、公費で負担することを目的として本条例を制定するものでございます。

なお、詳細は、総務政策課長から説明をさせます。

次に、議案第8号 玉城町公共施設整備基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、将来の公共施設やインフラ施設の改修、更新に要する費用を確保するための1つの方策として、新たな特定目的基金を創設いたしたく、本条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明をさせます。

次に、議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今議案は、国や県において、行政手続における押印廃止に向けた取組が進められる中、当町においても行政手続の簡素化を図るため、関係条例において所要の改正を行うことを目的として、本条例を制定するものでございます。

なお、詳細は、総務政策課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 生活環境室長 山口成人君。

○生活環境室長（山口 成人） 議案第6号 玉城町犯罪被害者等支援条例の制定について補足説明申し上げます。

この条例は、犯罪被害者等を受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることによって、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、犯罪による直接的な被害のみならず、その後の経済的、身体的、精神的等、様々な被害を受ける犯罪被害者及びその遺族に対し、支援金及び相談業務などにより、経済的負担や精神的負担の軽減を目的とした支援を行うため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

恐れ入りますが、条例改正議案3ページをご高覧ください。

第1条、目的でございますが、この条例は、犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減及び犯罪被害者等に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することを目的とするとあります。

この条例が目指すものは、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減及び犯罪被害者等に対する支援と犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することの2つとなります。

第2条では、第1号に犯罪等、第2号に犯罪被害者等のほか、主要な用語について定義しております。

第3条、基本理念は、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考えを示すものであり、支援に関わる全ての主体が共有する規範について定めております。

第4条、町の責務では、住民にとって最も身近な基礎自治体として、所管する各種保険医療や福祉制度等の活用等を考え、県など関係機関との役割分担を踏まえ連携し、支援を行うということでございます。

第5条、町民の責務では、犯罪被害者等に対する理解を深め、支援の輪を広げていただくとともに、実施する犯罪被害者等支援施策に協力していただくということでございます。

第6条、相談及び情報の提供では、被害に遭われた方が、誰にも相談できずにいるといったような状況を防止し、利用できる制度に関する情報や関係団体が行う支援情報などの提供、県や警察など関係機関と連携した支援をしていくということでございます。

第7条の経済的負担の軽減は、犯罪被害者等が一時的に経済的な困窮に直面することから、経済的負担の軽減を図るため施策を定めております。

なお、支援金の種類や給付額等につきましては、玉城町犯罪被害者等支援給付規則を制定し、遺族支援金30万円、重症病支援金10万円、精神療養支援金2万5,000円の給付額を予定しております。

第8条の日常生活の支援では、町が所管している施策を、県との適切な連携の下、事件発生直後から必要であるサービスを提供できるよう取り組んでいくことを想定しております。

第9条、広報及び啓発、第10条、民間支援団体への支援では、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を住民や民間支援団体などが深められるよう、広報、啓発を積極的に行い、情報提供することにより協力を願うものでございます。

以下、第11条に、支援を行わないことができる場合、第12条に個人情報の適切な管理について定めております。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第6号 玉城町犯罪被害者等支援条例の制定について補足説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 総務政策課長 中村元紀君。

○総務政策課長（中村 元紀） それでは、議案第7号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日公布され、町村の選挙における立候補に係る環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様に拡大することに合わせ、町村議会議員の選挙においても、ビラの頒布を解禁するとともに公営対象拡大に伴う措置として、供託金制度を導入することを目的に改正が行われました。

この法律の改正に伴い、本条例を制定しようとするものでございます。

条例改正議案9 ページのほうをご覧いただきたいと思います。

具体的な内容といたしまして、第1条において、趣旨を定めてございます。

第2条から第5条に、選挙活動用自動車の費用について、立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までの日数に、一般運送契約である場合につきましては、日額6万4,500円を上限とし、一般運送契約以外の場合につきましては、選挙運動用自動車の使用料1万5,800円、燃料代7,560円、雇用される運転手1万2,500円をそれぞれ日額の上限として公費で負担するものとしています。

第6条から第8条では、選挙用ビラを選挙区分ごとに定めている枚数に1枚当たり7円51銭を乗じた額を上限に支払うとしてございます。

第9条から11条につきましては、選挙用ポスターの費用について、ポスター掲示場の数に525円6銭を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を上限に支払うとしてございます。

ただし、いずれの費用につきましても、供託物の没収がされない場合に限り支給されるとしてございます。

第12条において、この条例の施行に関し必要な事項は委員会が別に定めるとしてございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号 玉城町公共施設整備基金条例の制定について補足説明を申し上げます。

玉城町公共施設等総合管理計画に基づき必要な施設から順次整備をしていくため、財源の確保のため今条例を制定し、年度間の財源調整などを行おうとするものでございます。

17ページをご高覧いただきたいと思います。

第1条では設置の目的を、第2条では積立額を予算で定めるとしてございます。第3条では基金の管理方法を、第4条では運用益の処理を、第5条では繰替運用ができるとしてございます。第6条では施設整備の財源とする場合に限り処分ができるとしてございます。第7条では、その他必要な事項は町長が定めるとしてございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

押印廃止により行政手続の簡素化を図るため、3つの条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条による改正は、玉城町固定資産評価審査委員会条例にある、署名押印を署名になるため、記名押印を記名に改めるものでございます。

第2条では職員のサービスの宣誓に関する条例の別記様式の宣誓書の印を削るものでございます。

2ページの第3条では、玉城町火入れに関する条例の様式第1号、第4号それぞれの様式中にございます印を削るものでございます。

なお、附則において、この条例につきましては、令和4年4月1日から施行するものとしてございます。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

### ◎日程第10 議案第10号から日程第15 議案第15号

○議長（風口 尚） 次に、日程第10 議案第10号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてないし日程第15号 議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第10号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年の人事院勧告により、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置の一部を改正する法律が公布予定であるので、国家公務員に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明をさせます。

次に、議案第11号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年の人事院勧告により、一般職員の給与改定において期末手当の支給月数が引下げ改正されることに伴い、町長、副町長及び教育長についても同様の措置を講じたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務政策課長から説明をさせます。

次に、議案第12号 玉城町職員の給与等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布予定であるので、国家公務員に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務政策課長から説明をさせます。

次に、議案第13号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料賦課限度額の引上げ及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う未就学児の均等割保険料の軽減措置を行うため、規定の整備を行うものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、その継続的な活動を維持するための手当を近隣市町との均衡を図るため、見直しを行うものであります。

なお、詳細は、防災対策室長から説明をさせます。

次に、議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 総務政策課長 中村元紀君。

○総務政策課長（中村 元紀） それでは、議案第10号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得の要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備することを目的に改正を行ってまいります。

条例改正議案25ページ及び新旧対照表4ページをご覧くださいと思います。

第2条及び5ページの第21条では、非常勤職員の引続き在職期間1年以上を廃止を行ってまいります。

25条及び26条を追加し、妊娠、出産の申出があった場合の措置、勤務環境の整備に関する措置を定めてまいります。

なお、附則において、この条例につきましては、令和4年4月1日から施行するものとしてまいります。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

令和3年の人事院勧告によりまして、一般職員の給与改定において期末手当の支給月数が0.15か月引下げされることに伴いまして、町長、副町長及び教育長につきましても同様の措置を講じたく改正を行うものでございます。

条例改正議案29ページ及び新旧対照表6ページをご覧ください。

第3条期末手当の支給割合を、6月及び12月に支給するそれぞれの月数を100分の222.5を100分の7.5引下げ、100分の215にするものでございます。

なお、附則において、改正が令和3年度から適用されるため、本来、昨年12月で調整するところではありますが、コロナ禍のため調整措置が見送られたため、令和4年4月支給の期末手当から昨年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じた額を減額するものとしてございます。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

条例改正議案33ページ及び新旧対照表7ページをご覧くださいと思います。

本議案につきましては前議案同様のものですが、17条期末手当につきまして、6月及び12月に支給する割合を100分の127.5から100分の7.5引下げ、100分の120とするものでございます。

同条第3項は、再任用職員に対する規定で6月及び12月に支給する割合を、100分の72.5から100分の5引下げ、100分の67.5とするものでございます。

なお、附則においては前議案同様、令和4年6月支給の期末手当から昨年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じた額を減額するものとしています。再任用職員及び任期付き職員、会計年度任用職員につきましては、この減額措置を適用しないとしてございます。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 議案第13号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、保険料の医療分賦課限度額と後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げることにより、高所得層の限度額を増やし、中間所得層の負担緩和を図り、あわせて子育て世帯を支援するため、未就学児の保険料均等割額減額措置の導入に伴う規定を整備するもので、いずれも令和4年度から施行いたします。

具体的には、条例改正新旧対照表の8ページから13ページに記載をしてございますけれども、10ページをご覧ください。

第15条の6、医療分に当たる基礎賦課限度額について、現行63万円のところを2万円引上げ65万円に、11ページ第15条の6の12、後期高齢者支援金等賦課限度額について、現行19万円のところ、1万円引上げ20万円とし、関連する部分の改正を行っております。

12ページ、第19条の3に、未就学児の保険料均等割額の減額措置について、医療分に当たる基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を5割減額することを新たに定めております。

なお、この減額相当分は公費で支援する制度が併せて創設されております。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） それでは、議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

条例改正議案43ページ、併せまして新旧対照表の14、15ページをご覧ください。

当議案につきましては、国が定めました非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の報酬を引上げ、処遇改善を図ることにより、消防団員の入団を促進しようとするものであります。また、近隣市町の諸手当の支給状況を勘案した上で、これまで消防団員個人に支給していましたが技術手当は廃止し、これに代わるものとして別途各分団に対して消防装備品の数に応じた費用の交付を予定しております。あわせまして、別表第2中、「第13条」を「第15条」に改めております。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

#### ◎日程第16 議案第16号

○議長（風口 尚） 次に、日程第16 議案第16号 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第16号 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業については、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるため、特別会計を設置し独立して経理管理を行ってまいりましたが、令和3年度で貸付金の現年度収入及び地方債の償還が終了することから、令和4年度より一般会計へ移行するに伴い、玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

#### ◎日程第17 議案第17号

○議長（風口 尚） 次に、日程第17 議案第17号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第17号 定住自立圏形成に関する協定の一部変更について提案理由を申し上げます。

本議案は、2つの項目について現在の協定に追加及び変更を行うものであります。

1つ目は企業立地の推進に関しまして、これまでは伊勢志摩地域産業活性化協議会において、広域的な企業立地促進の取組を行ってまいりましたが、法改正に伴い同協議会は解散となったものの、引き続き圏域市町で取組を行うため、記載内容を変更するものであります。

2つ目は、消費生活センターの広域化であります。これまでは、圏域内の市町が単独で消費生活相談員による相談体制を維持してきましたが、今般、消費生活相談体制を維持、強化するため、伊勢市消費生活センターの広域化に係る項目を新たに追加するものであります。

以上、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 提案理由の説明は終わりました。

## ◎日程第18 議案第18号

○議長(風口 尚) 次に、日程第18 議案第18号 町道の認定についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第18号 町道の認定について提案理由を申し上げます。

今回の認定路線は、町として道路管理上、認定が必要と考える箇所について、道路法第8条第2項の規定に基づき、路線の認定をするものであります。

なお、詳細は、建設課長から説明をさせます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長(真砂 浩行) 議案第18号 町道の認定について補足説明を申し上げます。

議案書2枚目、別表をご覧ください。

今回の認定につきましては、計6路線でございます。

うち図面番号1から5までの5路線は、開発行為により町へ帰属された道路管理上認定が必要と考えるものについて、町道の新規認定をしようとするものでございます。

また、図面番号6の新田町第22号線については、計画している新田町排水改良事業の

流末水路区間を整備するため、認定するものであります。

新規認定の総延長は、6路線合わせて457.6メートルで、詳細は、別表に図面番号、路線番号、路線名、起終点を記載しております。また、別添の議案資料につきましては、各路線の位置図を添付させていただいております。併せてご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

### ◎日程第19 議案第19号

○議長（風口 尚） 次に、日程第19 議案第19号 工事請負契約の変更について（令和2年度 第19号 玉城町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事）を議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第19号 工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年度 第19号 玉城町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事について、設計変更により契約内容に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細は、防災対策室長から説明をさせます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） それでは、議案第19号 工事請負契約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第19号の資料をご覧ください。

工事名につきましては、令和2年度 第19号 玉城町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事でございます。

契約の相手方は、住所、名古屋市中区錦3丁目10番33号、氏名、エクシオグループ株式会社東海支店であります。

本工事につきましては、本年1月28日の臨時議会の議決を得て、工事完了期限を約1か月間延長した中で事業を遂行してまいりました。

さて、今回の主な変更内容といたしましては、戸別受信機の設置台数が当初計画の4,900台から下回ったことが主な要因となっております。

戸別受信機の申込台数につきましては、12月末時点で4,310台となっており、計画台数との乖離があったことから、工事完了期限を延長し、その間、設置推進のため、戸別

訪問や電話による案内を実施することで、設置台数を120台増やしています。

その結果、議案資料にありますように、戸別受信機の設置台数は、当初計画の4,900台から470台少ない4,430台としております。また、関連しますアンテナの設置につきましては、当初計画の950基から124基少ない826基に、アンテナの撤去については、当初の計画にはございませんでしたが、今回新たに補助対象分として追加し、969基としております。

これにより、既契約金額3億5,640万円に対し、変更契約金額1,784万9,700円を減額し、変更後契約金額を3億3,855万300円とするものでございます。いずれも消費税及び地方消費税額を含んだ金額となっております。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

提案理由の説明の途中でありますので、ここで10分間の休憩をいたします。

（午前9時52分 休憩）

（午前10時02分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を行います。

## ◎日程第20 議案第20号から日程第30 議案第30号

○議長（風口 尚） 次に、日程第20 議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）ないし日程第30 議案第30号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,670万円を追加し、予算総額を76億1,520万円とするものであります。

その主なものといたしましては、歳入につきまして、法人町民税をはじめとして町税収入の増額を見込み、また地方交付税、地方消費税交付金、ふるさと応援寄附金などについても、収入見込及び実績により増額計上し、財源手当てができたことから基金繰入金及び町債を減額しております。

歳出につきましては、総務費で各種基金への積立、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額、また農林水産費の農村地域防災減災事業、商工振興費のふるさと応援寄附金等報償品を実績に合わせ増額しております。

この他、歳入歳出とも実績精査による補正を行っております。

次に、繰越明許費の補正でございます。新規に、総務費、民生費、農林水産費、土木費のほか教育費を追加しております。

なお、詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

次に、議案第21号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,084万9,000円を減額し、予算総額を15億1,400万5,000円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第22号 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和3年度で貸付金の現年度収入及び地方債の償還が終了することから、玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するに当たり清算を行うものです。

歳入では、一般会計繰入金2,299万円の増額、諸収入住宅新築資金等貸付金元利収入2,350万5,000円を減額し、歳出では、精査により事務用消耗品、一時借入金利子及び一般会計への返納金を減額し、歳入歳出総額から、それぞれ51万5,000円を減額し、予算総額を2,745万8,000円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第23号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え、決算見込みにより各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出予算総額にそれぞれ190万円を追加し、予算総額を4,410万5,000円とするものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第24号 令和3年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、歳入歳出予算総額から、688万1,000円を減額し、予算総額を、それぞれ8,096万4,000円とするものであります。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第25号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,756万3,000円を追加し、予算総額を14億6,701万3,000円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第26号 令和3年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出予算の総額から、それぞれ13万4,000円を減額し、予算総額を3億2,026万1,000円とするものであります。

歳入においては、後期高齢者医療保険料100万2,000円を増額、一般会計繰入金110万8,000円の減額などを行っています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金など、各歳出科目の精査を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第27号 令和3年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え事業実績を基に精査をいたし、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で7,822万円増額し、8億9,074万4,000円に、支出で787万8,000円を減額し、7億7,395万円とするものであります。

なお、資本的収支においては、支出で71万5,000円増額し、4,903万9,000円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長より説明をさせます。

次に、議案第28号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、給水量の減少による業務予定量の補正と予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で783万1,000円減額の3億2,345万1,000円、支出で279万円の減額の2億6,161万6,000円とするものであります。

また、資本的収支では、収入で164万3,000円増額の1億5,779万1,000円とし、支出で1,579万5,000円を減額して2億2,478万9,000円とするものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第29号 令和3年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに精査をいたし、年間予算の調整をいたすものであります。

収益的収支において、施設事業収益で1,172万6,000円を増額し、3億6,824万6,000円に、施設事業費用で142万2,000円を増額し、3億8,085万5,000円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第30号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、繰入金、消費税還付金などの減少により、

収益的収支において、収入で938万1,000円減額の4億9,879万7,000円とし、支出で699万3,000円を減額して、5億118万5,000円とするものであります。

また、資本的収支では、収入で22万3,000円減額の3億4,920万8,000円とし、支出で38万8,000円を減額して4億8,219万7,000円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 副町長 田間宏紀君。

○副町長（田間 宏紀） 議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）について補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いをいたします。

今回の補正予算は、年度末を控え決算見込みにより実績精査し予算編成したものであり、第1条において、歳入歳出それぞれ6,670万円を増額し、予算総額を76億1,520万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、当年度内に事業完了が見込めないことから各種事業の翌年度執行限度額をお認めいただき、次年度執行を可能とするものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、追加及び増減の補正をするものでございます。

9ページのほうをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございますが、追加9事業、変更1事業でございます。

まず、2款総務費一般管理経費においては、定年延長等に係る条例整備委託事業で210万円を、3款民生費、臨時特別給付金支給経費においては、諸手続の関係で子育て世帯及び住民税非課税世帯への臨時特別給付金支給事業8,440万円を、6款農林水産費、基盤整備促進事業においては、国の追加補正により今回補正し対応する玉城第1期（原地区ため池群）豪雨耐性・劣化状況調査及び水位計設置事業で2,390万円を、8款土木費道路橋梁費では、道路維持修繕事業1,300万円を、道路メンテナンス事業5,500万円を、道路新設改良町単事業2,260万円を、また、防災安全交付金事業500万円と同款河川費河川整備事業においては、6,750万円をお願いするもので、これらはやむなく事業が繰越せざるを得ぬ各事業の測量設計、用地費、工事費等であり、事務処理、手続など時間を要するものでございます。

10款教育費、中学校管理経費については、校舎消火栓ポンプ更新事業で170万円を、同款図書館経費では、図書館改修工事設計委託業務について、文化財等事前手続に時間を要したため350万円の設定をお願いをするものでございます。

次に、変更で、9款消防費防災対策経費において、外堀浄化ポンプ取替工事を追加することにより160万円を増額し、700万円に変更するものでございます。

10ページをお願いをいたします。

第3表地方債補正の変更でございます。

事業費等の精査により、地方債の限度額をそれぞれ補正をいたしております。

1. 公共施設等適正管理推進事業債は、道路補修工事の実績精査に伴い350万円減の7,380万円。
2. 公共事業等債では、県営かんがい排水事業、道路メンテナンス事業の実績精査により、1,140万円減の7,410万円。
5. 緊急防災減災事業債は、防災行政無線更新事業の精算により皆減。
6. 一般事業債では、伊勢市消防署玉城出張所建設事業の精算に伴い、430万円減の1億3,960万円。
7. 地域活性化事業債は、田丸城跡景観維持事業に伴う田丸城跡石垣修復工事の精算により、830万円減の9,020万円。
8. 教育福祉施設等整備事業債は、田丸小学校講堂空調機器更新工事の契約により、20万円減の1,800万円に。
9. 臨時財政対策債は、将来負担などを鑑み、財政調整により8,225万円減の1億5,000万円。
10. 災害復旧事業債は、農林業施設災害復旧事業に伴うため池災害復旧工事及び林道災害復旧工事の実績精査に伴い、30万円減の350万円に。
11. 一般補助施設整備等事業債は、農地耕作条件改善事業に伴う実績精査により、220万円増の880万円。
12. 防災対策事業債では、Jアラート自動起動機更新事業の精算に伴い、20万円減の380万円をそれぞれ計上をいたしております。

それでは、説明の便宜上、歳出からご説明を申し上げますが、各種事業の精査による増減が主なものでございますので、金額の大きなもの、また、新規追加のものなどを中心にご説明を申し上げます。

26ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、人件費等の実績精査を説明欄記載のとおり行っております。12節委託料において、文書管理システム改修委託料204万6,000円の追加計上。

28ページ、5目財産管理費では、24節積立金にて各基金への積立金を増額しております。特に財政調整基金へ500万円、地域活性化基金へ3,500万円、町債管理基金へ2,000万円、次ページで今回新設する公共施設整備基金へ5,000万円、ふるさと応援基金3,833万2,000円を追加計上をいたしています。

6目企画費では、ふるさと応援寄附件数増に伴い、12節委託料及び13節使用料及び賃借料をそれぞれ増額し、次の30ページ、8目地域情報化推進費では、地方創生臨時交付金を活用したDXデジタル化推進事業の組替えて、17節備品購入費にて、WEB会議用モニター購入305万4,000円を計上をいたしております。

10目地域創生推進費では、コロナ禍の影響により、地域おこし協力隊員及び地域活性

化企業人の活動ができなかったことにより減額でございます。

31ページから32ページの2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費についても、実績見込みにより精査を行ったものでございます。

また、3項1目戸籍住民基本台帳費12節の住民情報システム改修業務委託料300万7,000円の追加計上につきましては、マイナンバーカードによる転入転出処理対応によるもので、国費にて全て賄われるものでございます。

33ページをお願いいたします。

4項選挙費においては、今年度実施されました三重県知事選挙及び衆議院議員選挙費用につきまして、事業実績に応じ精査し増減するものでございます。

なお、次ページ5目町長選挙費補正及び新規に6目町議会議員選挙費を説明欄記載のとおり必要経費として追加計上をいたしております。

35ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金では、各特別会計への一般会計分の負担分を精査したのですが、次ページ、住宅新築資金等貸付事業会計繰出金2,299万円は、今年度特別会計を廃止することに伴い追加補正するものでございます。

2目人権対策費から5目国民年金費につきましては、事業完了、決算見込みによる精査するものであり、また、6目児童手当費、19節扶助費においては、対象児童の見込減により児童手当扶助費1,980万円を減額するものでございます。

37ページ、7目心身障害者福祉費から9目福祉保健施設費についても、事業完了、決算見込みによる精査でございます。また、38ページ、10目臨時特別給付金支給事業につきましても、精査により減額といたしておりますが、申請漏れのないよう繰越明許にて対応すべく、次年度においても対応をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

同款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、職員の人件費及び地域子育て支援経費の精査、次ページ、2目児童福祉施設費では、1節報酬で実績精査により各保育所・児童館の会計年度任用職員報酬合わせて357万2,000円の減額、40ページ、17節備品購入費では、新年度を迎えるにあたって、各保育所における備品整備費用として52万2,000円を追加計上いたしております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、実績精査による増減と、次ページのほうで、18節負担金補助及び交付金で、伊勢広域環境組合負担金167万4,000円を増額、19節扶助費では、新型コロナウイルス感染症給付金の増額計上を行ってございます。また、2目予防費では、42ページ、12節委託料におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種委託料2,232万7,000円を増額をいたしております。

43ページ、同款2項清掃費においても、実績見込みに応じ精査、増減いたしましたものであり、44ページ、6款農林水産費、1項農業費、1目農業委員会費では、1節農業委員会報酬にて、農業委員会等交付金の交付見直しにより、595万1,000円の減額といたして

おります。

45ページ、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金の農業集落育成交付金499万2,000円は、人・農地プランの実績見込みによる増額でございます。

46ページをお願いします。

5目農地費では、補助事業追加で、農村地域防災減災事業のため池評価調査に係る経費12節委託料で315万9,000円、14節工事請負費で目視確認できる水位計設置に359万円を、執行済精査と併せ増額をいたしております。また、18節負担金補助及び交付金では、県営事業ほか事業精査により説明欄記載のとおりの増減、7目農業集落排水事業費、27節繰出金675万円の減額は、特別会計の決算見込みにより精査減額したものでございます。

2項林業費、1目林業振興費では、次ページにかけ、みえ森と緑の県民税市町交付金基金活用事業の見直しにより、14節工事請負費、公共施設木質化工事請負費604万5,000円を減額し、24節積立金559万4,000円の組替え計上でございます。

7款1項商工費、2目商工振興費では、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、7節報償費で報償品費返礼品費用分1,397万4,000円の追加、次ページの18節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症対策で事業者等支援経費の精査により、節金額950万1,000円を減額をいたしております。

また、27節繰出金では、山村振興事業特別会計の決算見込みにより、311万4,000円を増額したものでございます。

49ページ、8款土木費、1項土木管理費及び2項道路橋梁費については、事業費精査による増減で、50ページ、2項2目道路維持修繕費、12節委託料における橋梁長寿命化修繕計画策定業務及び稲次橋に係る測量設計委託等の実績精査により、節金額で981万3,000円の減、14節工事請負費においては、道路舗装補修工事及び稲次橋架替工事で執行精査により、321万6,000円の増としています。

また、3目道路新設改良費では、防災安全交付金事業で田丸宮古線の費目の組替え。21節補償補填及び賠償金において、電柱移転費用補償金800万円を減額し、14節工事請負費において802万8,000円を増額をいたしております。

51ページ、同款3項河川費、1目河川総務費では、外城田川災害防止対策事業で、執行精査による組替えて、12節委託料にて測量設計業務委託料を減額し、14節工事請負費で146万5,000円を増額をいたしております。

4項都市計画費及び次ページのほうに移ります住宅費についても、各事業実績精査により増減をいたすものでございます。

53ページのほうお願いをいたします。

9款1項消防費、1日常備消防費では、広域消防委託料の精算と伊勢市消防署玉城出張所建設工事の完成に伴う事業精算で、目補正額1,068万円の減、また、5目防災対策費についても防災行政無線デジタル化更新事業の終了に伴う実績精算と外堀浄化ポンプ取替工事。次ページにつきまして、三重県防災通信ネットワーク再整備負担金の新規計

上でございます。

54ページからの10款教育費におきましても、1項教育総務費から3項中学校費まで、各決算見込みより精査し増減するものでございます。

特に、同款2項小学校費、1目学校管理費、55ページ、最下段になります10節需用費で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う換気等予防に努めたことから、光熱水費の増額、56ページ、14節工事請負費については、田丸小学校講堂空調機器更新工事をはじめ、その他工事の精算に伴う減額、17節備品購入費では児童用の机、椅子などの更新及び新年度を迎えるにあたりまして、学校備品整備に179万4,000円の追加計上をいたしております。

57ページ、同款3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費では、GIGAスクール関連事業で整備したタブレット端末に係るヘッドセットの購入に、消耗品費97万7,000円の増額、また小学校費と同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う換気等予防に努めたため、光熱水費の増額、17節備品購入費で生徒用の机、椅子など、更新及び新年度を迎えるにあたった学校備品整備として214万7,000円の追加計上をいたしております。

58ページから63ページの同款4項社会教育費から5項保健体育費も同様に事業精査がありますが、特に、60ページ、3目文化財費、14節工事請負費において、田丸城跡石垣修復工事の実績精算により742万9,000円の減、また、24節積立金において、貴重な文化財資料等を取得するための費用といたしまして、郷土資料館運営基金に300万円を新規に計上をいたしております。

63ページ、お願いをいたします。

11款災害復旧費は、農林施設災害のため池勝田大池の余水吐け、排水路整備、また、林道復旧工事の精算でございます。

64ページ、12款公債費は、元金利子の確定による増減、また、一時借入金利子についても減額、13款諸支出金、1項公営企業費については、1目病院会計支出金は操出基準により1,191万2,000円の増額といたしております。3目介護老人保健施設事業会計支出金では、運営補助金として1,702万3,000円の増額、4目下水道公共事業会計支出金につきましては1,131万円の減で、各企業会計の決算見込みにより、説明欄記載のとおり繰出金の精査を行ったものでございます。

65ページ、14款予備費では2,001万6,000円を減額し3,320万円とするもので、新型コロナウイルス対策など不測の事態に備えるため、例年より多く計上をいたしたところでございます。

次に、13ページにお戻りいただきまして、歳入の主なものにつきまして説明をいたします。

それでは、1款町税は精査によるものですが、1項町民税、2目法人の現年課税分につきましては、町内企業の決算を受け、目補正額2,461万1,000円の増額、2項1目固定

資産税、現年課税分につきましては、土地、家屋の伸びを見込み、節金額で710万4,000円の増、滞納繰越分では、徴収実績の増により569万7,000円を増額をいたしております。

13ページ下段の3項軽自動車税から15ページの10款国有提供施設等所在市町村助成交付金までは、確定及び交付実績等によりそれぞれ増額したものでございます。

15ページのほうをお願いします。

11款地方特例交付金につきましては、新型コロナ関連減収補填分及び保育士等処遇改善臨時特例交付金を増額計上、16ページ、12款地方交付税については、臨時経済対策費再算定分及び特別交付税の見込みにより増額計上をいたしております。

14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料は、17ページにかけ、年度末見込みにより説明欄記載のとおり増減でございます。

17ページ下段、16款国庫支出金及び19ページからの17款県支出金は、歳出でご説明申し上げました事業等の実績見込により財源精査を行ったところでございます。

特に、18ページ、1項2目衛生費国庫負担金、2節新型コロナウイルスワクチン接種国庫負担金につきましては、2,232万7,000円の増額、2項2目民生費国庫補助金、3節子育て世帯生活支援特別給付金及び非課税世帯等特別支援事業補助金は、執行見込精査により、節金額で1,802万4,000円を減額をいたしております。

19ページのほうの5目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業国庫補助金につきましても、今年度事業完了による防災行政無線デジタル化更新事業精査により、1,542万6,000円を減額をいたしております。

20ページ、17款県支出金、2項県補助金、4目農林費県補助金につきましても、事業精算により節金額861万3,000円の減額であります。農業水路等長寿命化・防災減災事業費県補助金については、ため池関連の追加交付によるものでございます。

21ページ、18款財産収入につきましては、赤道などの土地売却収入で実績見込みにより増額、22ページ、19款1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、寄附実績を見込み3,861万6,000円増の1億2,371万6,000円といたしております。なお、このうち新型コロナウイルス対策事業の寄附金につきましては、今年度、町が実施した対策事業に充当し、その残額を積立するものでございます。

20款繰入金、1項基金繰入金については、財源更正で項欄金額8,729万1,000円を減額。

23ページから24ページの22款諸収入につきましても、決算見込みにより説明欄記載のとおり増減をいたしております。

25ページをお願いします。

23款町債につきましては、第3表地方債補正、歳出で説明いたしましたとおり事業精査により補正をいたしておるところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急的に必要な関係経費につきましては、さきに申し上げました予備費にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 所管いたします2議案について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、いずれの議案につきましても年度末を控え、各科目において過不足を調整するものでございます。

まず、議案第21号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、歳入歳出それぞれ2,084万9,000円の減額を行うものでございます。

歳入から説明をさせていただきます。

予算書7ページをお願いします。

1款国民健康保険料は、年度末までの被保険者の異動、収納見込みから、現年度分について612万5,000円減額といたしております。

3款、県支出金におきましては、年度末までの保険給付費の増加見込みから、普通交付金を1,451万9,000円増額、仮算定となっております特別交付金各項目の交付決定に伴い、本年度分を3,097万5,000円減額、過年度分47万8,000円を計上し、合計で1,597万8,000円減額となっております。

4款財産収入から、次の8ページ、7款諸収入まで、年度末精査による増減を行いました。

次に、歳出について説明させていただきます。

9ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費及び2項徴収費は、年度末実績を見込み不用額を減額しております。

2款保険給付費は、1項療養諸費から、11ページにわたる4項まで、年度末実績の見込から各項目を増減するとともに、退職被保険者分を皆減しております。特に一般被保険者療養給付費については、全国的な高めの伸びの傾向や昨年度末の急激な増加を勘案し、2,119万5,000円増額としました。

4款保健事業費、1項保健事業費では、次の12ページ、成人病検診委託料を受診人数の減により354万5,000円減額しております。2項特定健康診査等事業費においても、特定健康診査の受診実績等により104万円減額。

5款基金積立金及び13ページ、7款諸支出金について、年度末精査を行い、8款予備費を2,959万7,000円減額し、調整を行いました。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ、1,756万3,000円の増額を行ったものでございます。

歳入から説明をさせていただきます。

予算書7ページをお願いします。

1款保険料は、年度末までの被保険者の異動、収納見込みから、186万円減額といたしております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、本年度交付決定に基づき、236万4,000円減額しております。同じく2項国庫補助金から、8ページの4款県支出金においても、交付決定及び地域支援事業費の実績見込みにより各科目の増減を行い、国庫補助金で148万1,000円増額、支払基金交付金で765万6,000円増額、県負担金で68万円増額、県補助金で79万1,000円減額をいたしております。

9ページ、5款財産収入及び6款1項一般会計繰入金においても年度末精査を行い、2項基金繰入金では、本年度の保険給付費の増加見込から、追加して1,000万円の取崩しを行い、その財源に充当することといたしました。

10ページ、8款諸収入についても、年度末精査による増減を行っております。

次に、歳出について説明させていただきます。

11ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費から、12ページ、4項推進協議会費までは、年度末を見込み不用額を減額いたしております。

2款保険給付費は、介護サービス等給付費が高い伸びとなっており、本年度の事業計画に3,189万3,000円を追加し、13億4,475万6,000円としております。

13ページにかけて、3款地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営に係るものをはじめ、介護予防事業などの実績精査によるもので、539万6,000円減額をいたしております。新型コロナウイルスの影響を受け、事業を縮小ということになりました。

14ページ、5款基金積立金は年度末精査を行い、7款予備費を862万9,000円減額し、調整を行っております。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 議案第23号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

予算書7ページをお開けください。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料において、134万7,000円の減額をいたしております。昨年の使用料と比べますと、現時点で3割増となっておりますが、当初で目標といたしました新型コロナウイルス感染症拡大前の7割までは難しく、今回減額させていただきました。引き続き、利用者拡大に努めさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

歳出、1款管理運営費、1項管理運営費、1目管理運営費において、140万円の増額

をいたしております。その内容の主なものといたしまして、報酬の会計年度任用職員報酬63万4,000円の増額は、昨年10月の最低賃金引上げに伴い、職員報酬の単価の引上げを行ったものです。職員手当等の会計年度任用職員期末手当、また、共済費の社会保険料事業所負担金の減額は、職員本人の希望もあり、全員短期間労働者職員として採用していることによるものです。事業費の修繕料51万7,000円の増額は、男女とも浴室の照明を増やすためのものです。高熱水費132万5,000円の増額は、利用者増が増えたことと、去年の秋ぐらいから電気料金の値上げ等も実感しております。残りの科目につきましては、過不足調整でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 上下水道課長 平生公一君。

○上下水道課長（平生 公一） それでは、所管します3議案について補足説明をいたします。

まず、議案第24号 令和3年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

予算書7ページ、歳入をお願いします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料で、年間汚水量の減少に伴い、13万1,000円の減額。

3款財産収入、1項財産運用収入、利子及び配当金で、基金利子収入の精査により1,000円の増額。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で、年度末の精査による収支差引に基づき675万円の減額といたしました。

8ページ、歳出をお願いします。

1款1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水総務費、年度末の精査による説明欄記載の内容で14万5,000円の減額。2目農業集落排水維持管理費、需用費で、処理場機器等修繕費の精算のほか、年度末の精査による説明欄記載の内容及び維持管理委託料で請負差金による減額と併せまして673万6,000円の減額としました。

以上、議案第24号の補足説明といたします。

続きまして、議案第28号 令和3年度 玉城町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の補正は、年度末の精査に基づいて行うもので、まず、第2条において業務の予定量と年間給水量で4万立方メートルの減、1日平均給水量で109立方メートルの減を見込み、これに伴う収益的収入及び支出の予定額を第3条で補正し、次ページ、新設改良に係る資本的収入及び支出の予定額を第4条で、職員給与費を第5条で補正するものです。

詳細については、3ページからの補正予算実施計画をお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で、年間給水量の減少に伴い622万8,000円の減額。4目その他営業収益で、年度末精査に基づき説明欄記載の内容で25万3,000円を増額し、2項営業外収益で、年度末精査に基づいて説明欄記載の内容で、185万6,000円を減額するものです。

4ページをお願いします。

支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水費で、動力費の減額が主なもののほか、年度末精査に基づく89万4,000円の減額、2目配水費でも動力光熱水費の減額が主なもののほか、年度末の精査により、説明欄記載の内容で93万9,000円の減額。次ページ、4目総係費では、年度末実績及び精査に基づいて説明欄記載の内容で61万円の減額、5目減価償却費についても36万6,000円を減額し、2項営業外費用では、1目企業債利息を精査に基づいて1万9,000円増額するものです。

6ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入では、1款資本的収入、2項1目分担金で、精査に基づき分担金を164万3,000円増額するものです。

次に、支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道拡張費で、委託料及び工事請負費の請負差金による減額を主なものとして1,553万4,000円の減額、2項固定資産購入費では、1目機械及び装置購入費及び3目工具器具及び備品購入費では、年度末精査に基づいて説明欄記載の内容で19万3,000円を減額し、3項償還金では、1目企業債償還金において、年度末精査に基づき6万8,000円の減額をするものです。

7ページには、この補正予算に基づく予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので、併せてご高覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第28号の補足説明といたします。

続きまして、議案第30号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出の予定額を第2条において補正し、新設改良に係る資本的収入及び支出の予定額を第3条で補正するものです。

2ページに移りまして、第4条では、企業債の限度額を第5条において職員給与費を、第6条において他会計からの補助金の額をそれぞれ改めるものであります。

詳細については、3ページからの補正予算実施計画をお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益、2項営業外収益では、年度末の精査に基づき1目他会計負担金及び補助金502万円を、2目消費税還付金の436万1,000円を減額するもので、支出では1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で、緊急時の対応や管渠清掃費等の委託料、管路及び中継ポンプ施設の修繕費など、実績精査を主なものとして769万円の減額。3目総係費では、年度末の精査により説明欄記載の内容

で61万7,000円を減額し、4目流域下水道費では、宮川流域下水道維持管理負担金の実流量による精査で200万円を減額するものです。

また、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、年度末の精査により8万3,000円の減額、4目消費税は、年度末の精査に伴い339万9,000円の増額とするものです。

4ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入、1項企業債で、事業費の精査及び宮川流域下水道の建設改良負担金の確定により330万円の増額。2項補助金で、資本的収支の精査に伴い、一般会計補助金を629万円減額。3項負担金では、1目受益者負担金について見込額の精査に伴い276万7,000円を増額するものです。

一方、支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設費において、説明欄記載の内容で38万8,000円の減額を行うものです。

5ページには、この補正予算に基づく予定キャッシュフロー計算書を添付していますので、併せてご高覧くださいませようお願いいたします。

以上、議案第30号の補足説明といたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局、竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） それでは、所管いたします議案第27号、29号の2議案について補足説明をさせていただきます。

議案第27号 令和3年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え、収入支出の調整及び決算見込みの調整を図ったものであります。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

まず、第2条、業務量におきまして、年間患者数の精査を行い、入院患者数72人増の1万7,843人、外来患者数101人の増の2万623人をそれぞれ見込み、1日平均患者数を入院で0.2人増の48.9人、外来で0.4人増の85.2人といたすものであります。

続きまして、主な建設改良事業におきましては、医療機器の加湿加温ジェネレーターの購入費用を計上いたしております。

第3条、収益的収入及び支出におきまして、収入で7,822万円を増額し、総額を8億9,074万4,000円に。

2ページをお開きください。

支出で787万8,000円を減額し、総額を7億7,395万円といたすものであります。この詳細につきましては、3ページの補正予算（第2号）実施計画によりご説明を申し上げます。

3ページ、実施計画をお開きください。

収益的収入及び支出、収入ですが、第1項の医業収益につきまして、業務量の精査により、1目入院収益563万円の増、2目外来収益87万5,000円の増、3目その他医業収益で、コロナワクチン接種費用、PCR検査費用を含みます公衆衛生活動収益で3,282万2,000円の増額を合わせまして3,255万4,000円を増額し、医業収益の総額を7億5,372万1,000円といたしております。

第2項医業外収益につきましては、2目他会計補助金、一般会計からの運営補助として259万1,000円の増額、3目負担金交付金、地方公営企業法によります繰入れ基準により、930万4,000円の増額、5目医療品譲渡収益81万2,000円の増額、7目長期前受金戻入れ298万7,000円の増額。

第3項特別利益につきましては、ワクチン接種を含む新型コロナウイルス感染症関連の支援補助金として、2,346万7,000円を増額しております。

続いて、4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

支出でございますが、第1項の医業費用、第2項の医業外費用で、それぞれの費目について精査をし、説明欄記載の金額を補正いたしましたものでございます。

第1項の医業費用におきまして、1目給与費では、職員の増減の精査などにより465万3,000円の減額、2目材料費では608万2,000円の減額、3目経費では、空調設備、厨房関連の修繕料の増額、医療機器及び施設機器の保守委託料の減額及び各費目の過不足の調整をいたしましたものであります。4目減価償却費17万5,000円の増額、5目研究研修費につきましては、新型コロナウイルス感染症により予定をしておりました研修会・学習会などが中止やウェブ開催となったため、102万4,000円の減額をいたすものであります。

2ページへお戻りいただきますようお願いいたします。

第4条、資本的支出でございますが、第1款第1項に建設改良費として備品購入費用71万5,000円の増額補正をいたしております。

次に、第5条、第6条でございますが、先ほど申し上げました今回の補正予算によりまして、既決予算額をおのおの改めるものでございます。

また、予算書6ページに、令和3年度玉城町病院事業会計予定キャッシュフロー計算書を掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第27号 令和3年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第29号 令和3年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、病院事業同様に年度末を控え、各種事業の年間利用者数を見込み、実績精査をし、収入支出の予算調整をいたしましたものであります。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第2条の業務量でございますが、長期入所におきましては、日平均48.5人、年間見込

みを1万7,702人、短期入所につきましては、日平均1.7人、年間見込み620人、通所、日平均16.3人、年間見込み5,053人、訪問看護、日平均12.9人、年間見込み3,173人、訪問介護、日平均10.1人、年間見込み2,484人、居宅介護支援、月平均128人、年間見込み1,536人と改めるものでございます。

区分、補正予定人数につきましては記載のとおりであります。

2ページの第3条収益的収入及び支出の予定額の補正につきましては、3ページの補正予算（第1号）の実施計画でご説明申し上げます。

3ページをお開きいただきますようお願いいたします。

収益的収入及び支出、収入ですが、1項施設営業収益から5項居宅介護支援営業収益につきましては、先ほど申し上げました利用者数の見込みに基づき、実績の見込みを年間で精査いたすものであります。

6項の営業外収益につきましては、他会計補助金として一般会計からの運営費補助1,702万3,000円を増額補正いたしております。

7項の特別利益につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の感染対策支援補助金として、9万5,000円を増額補正をいたしております。

事業収益全体で1,172万6,000円を増額し、総額を3億6,824万6,000円にいたすものであります。

4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

4ページから5ページにかけ、各事業費用各項・目にわたり経費等を備考欄記載の内容で精査いたしております。

主なものとしたしましては、1項施設営業費用、1目給与費の減額については、職員の退職及び採用見込みの減少によるものでございます。3目経費の修繕料126万5,000円を増額につきましては、施設の給水加圧ポンプの老朽化による修繕費を計上いたしております。

3項訪問看護営業費用、1目給与費の増額については、正規職員への登用に伴う精査であります。

4項訪問介護営業費用、1目給与費の増額については、令和3年10月より土曜日対応可能となるよう職員の雇用形態の変更によるものであります。

なお、各項目の備品消耗品のほうへ防災用ヘルメットの整備費用を増額計上いたしております。

事業費用全体で142万2,000円を増額し、総額を3億8,085万5,000円といたすものであります。

また、予算書7ページに、令和3年度玉城町介護老人保健施設事業会計予定キャッシュフロー計算書を掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第27号及び議案第29号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。  
説明の途中ですが、ここで10分間の休憩をいたします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時20分 再開）

- 議長（風口 尚） 再開いたします。

議案第6号で訂正がございますので、生活環境室、山口室長。

- 生活環境室長（山口 成人） 生活環境室、山口。

申し訳ございません。議案第6号 玉城町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、一部字句のほうの訂正をお願いしたいと思います。

第2条、提言のところでございます。提言の中の第2条（3）町民等の提言の中で「町内に居住し、勤務し、在学し、または滞在している者及びに」でございます。この「に」を削除していただけますよう、よろしくお願いいたします。申し訳ございません。

◎日程第31 議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算ないし日程第40 議案第40号 令和4年度玉城町下水道事業会計予算について

- 議長（風口 尚） 次に、日程第31、議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算ないし日程第40、議案第40号 令和4年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。  
町長に、提案理由の説明を求めます。  
辻村町長。

〔辻村 修一 町長登壇〕

- 町長（辻村 修一） 議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算について提案説明を申し上げます。

今回の令和4年度玉城町一般会計予算は、骨格予算として編成をいたしておりますが、緊急に整備が必要なもの、継続事業となっているものなどは予算計上しておりますのでご了承を賜りたいと思います。

一般会計予算の総額は60億2,500万円で、前年度当初予算比で3億4,600万円の減額、率にして5.4%減となっております。

それでは、歳入の主なものから説明をいたします。

まず、町税では、前年度当初予算と比較して、金額で4,616万5,000円の減額、率にして2.3%減の19億8,615万2,000円を計上しております。

減額の主な要因としまして、法人町民税について、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収が見込まれるため、前年度対比で減額としております。

次に、譲与税及び交付金では、過去の実績や国の地方財政計画を踏まえ、それぞれの収入額を見込んでおります。

次に、国庫支出金では、前年度当初予算と比較して金額で1億3,573万2,000円の減額、

率にして17%減の6億6,076万7,000円を計上しております。

減額の主な要因としましては、防災行政無線のデジタル化に係る防衛施設周辺整備事業費国庫補助金の減額が主なものであります。

次に、繰入金では、財源調整による財政調整基金、町債管理基金、ふるさと応援基金からの繰入額を計上しております。

次に、繰越金では、前年度同様3,000万円を計上しております。

次に、町債では、臨時財政対策債の減額及び防災行政無線デジタル化の完了による減により46.9%減の3億7,200万円としております。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

まず、総務費では、前年度当初予算と比較して、金額で4,548万円の増額、率にして6.7%増の7億2,163万6,000円を計上しております。主な要因としまして、総務管理費においては、地方創生推進交付金事業に係る経費によるものであります。

次に、民生費では、金額で9,740万2,000円の増額、率にして4.7%増の21億6,420万4,000円を計上しております。主な要因としましては、利用実績の増を見込み、心身障害者福祉費の増額、保育所ネットワーク事業の導入に向けて児童福祉総務費を増額するものであります。

次に、衛生費では、金額で4,167万7,000円の増額、4億8,829万5,000円を計上しております。主な要因としましては、予防費において、令和4年度も引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費の増額計上を行うものであります。

次に、労働費では、昨年度と同様、2,309万2,000円を計上いたしております。

次に、農林水産費では、金額で2,304万8,000円の増額、率にして7.4%増の3億3,457万8,000円を計上しております。主な要因としましては、農地費において、県営かんがい排水事業及び国営宮川用水土地改良事業の増額を計上、また、ため池廃止に伴う農村地域防災減災事業も継続して実施いたします。

次に、商工費では、金額で1,449万6,000円の増額、率にして16.2%増の1億420万77,000円を計上しております。主なものとしまして、商工振興費における、ふるさと応援寄附金に係る経費を増額するものであります。

次に、土木費では、道路維持修繕費及び都市計画総務費において減額計上を行い、金額で8,521万円の減額、率にして18.4%減の3億7,750万9,000円を計上しております。また、外城田川河川改修に伴う河川災害防止対策事業も継続して実施いたします。

次に、消防費においては、伊勢市消防署玉城出張所の建設事業、防災行政無線のデジタル化整備事業が令和3年度で完了したことから、金額で4億7,908万円の減額、率にして64.9%減の2億5,909万3,000円を計上しております。

次に、教育費においても、社会教育費の文化財費において田丸城跡石垣修復工事の減額などにより、金額で3,351万9,000円の減額、率にして6.5%減の4億8,448万3,000円を計上しております。

次に、公債費では、金額で3,703万7,000円の増額、率にして8.3%増の4億8,318万1,000円を計上いたしております。

最後に、諸支出金では、金額で661万2,000円の減額、率にして1.4%減の4億7,946万3,000円を計上しております。主な要因としましては、病院事業への繰出金の増額及び介護老人保健施設事業、公共下水道事業への繰出金の減額を合わせたものとなっております。

なお、詳細は、副町長から説明をさせます。

次に、議案第32号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

令和4年度は、歳入歳出予算総額をそれぞれ15億5,794万5,000円とし、前年度当初予算と比較して、伸び率5.2%となっております。主なものとして、保険給付費は前年度当初予算に対し12.1%増を見込み、10億8,708万3,000円としております。

令和4年度も被保険者の健康の保持増進・疾病予防のため、成人病予防検診、特定健康診査、特定保健指導に積極的に取り組み、医療費の抑制、適正化に努めてまいります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第33号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

令和4年度予算につきましては、アスパア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出予算総額を4,171万3,000円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、5.3%の増となっております。引き続き、アスパア玉城全体を農村地域資源を活用した集客交流振興施設としてご利用いただけるよう創意工夫を凝らし、サービス向上を図ってまいります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第34号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算をそれぞれ1億998万6,000円とし、歳入では、主に使用料、繰入金、企業債、補助金を見込み、歳出では、企業会計移行業務、処理場の維持管理経費、管路施設の更新計画策定費、地方債償還に係る公債費等を計上しました。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第35号 令和4年度玉城町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の計画期間2年目に当たり、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億3,916万円とし、前年度当初予算と比較し、伸び率0.4%となっております。

保険給付費については、計画に基づき13億2,521万円としております。

地域包括支援センターを中心に、介護予防、認知症施策等の地域支援事業に取り組ん

でまいります。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第36号 令和4年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

令和4年度は、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億2,498万1,000円とし、前年度当初予算と比較して、伸び率1.2%となっております。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明をさせます。

議案第37号 令和4年度玉城町病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。

三重県下に過疎化、中山間地域の地域医療崩壊、自治体病院の経営危機が叫ばれる中、それらの地域における医師不足、地域間の医療格差が顕在化しており、財政基盤も決して強くない地域にあつては、自治体病院を運営することは決して容易なことではありません。

そのような中、当院は、保健・福祉・介護の拠点施設として、関係機関と連携し、特に、高齢化社会に対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉介護サービスを総合的・一体的に展開する医療ケアを実践しているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策に対応するべく、リアルタイムPCR検査装置の導入、発熱外来を設置し発熱者の対応に取り組むなど、院内などでの感染拡大を防ぎながら、地域に求められる医療を提供するため、診療体制の確保に努めてまいりました。スタッフが力を合わせ患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる効率化、健全経営に努めてまいります。

令和4年度の予定は、業務の予定量として、外来患者総数は、1日90人、年間延べ2万1,870人を予定し、また、入院患者数につきましては、療養病床で年間延べ患者数を1万7,885人、病床利用率98%を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定いたしております。

収益的収支でございますが、事業収益7億5,263万5,000円、事業費用7億6,672万2,000円を計上いたしました。

資本的収支につきましては、収入で1億6,489万3,000円を見込み、支出では、建設改良費及び企業債元金償還金で1億8,623万8,000円を計上し、不足する額2,134万5,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填する予定です。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第38号 令和4年度玉城町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

上水道は、日常生活や社会経済活動に欠かせない重要なインフラ、ライフラインである一方、地震など自然災害への対策や施設の老朽化に伴う更新及び耐震化、人口減少問題に端を発する給水人口の減少や施設規模の再構築など、様々な社会情勢の変化に対応

していかなければなりません。

こうした状況の中、施設の適正な維持管理による安心・安全な水道水の供給を行い、強靱で持続できるサービスの確保に今後も努めてまいりたいと考えています。

令和4年度の予算における収益的収支は、収入で3億2,027万6,000円、支出で2億7,237万1,000円を予定しています。

年間給水量は200万立方メートルを見込み、収入における営業収益で2億9,927万3,000円を計上しています。

また、営業外収益では、長期前受金戻入、受取利息及び配当金など、2,100万3,000円を計上しています。

支出においては、営業費用で2億5,480万円、営業外費用で748万1,000円、特別損失で9万円、予備費として1,000万円を計上しております。収支差引きで4,790万5,000円の純利益を見込んでいます。

次に、資本的収支では、収入で企業債・分担金・繰入金により1億5,576万8,000円を見込み、支出では、配水管更新工事費を含めた建設改良費、固定資産購入費及び償還金を合わせて2億6,795万2,000円を計上しています。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億1,218万4,000円については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第39号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について提案理由を申し上げます。

この事業におきましては、さきの病院事業で申し上げましたとおり、介護老人保健施設におきましても新型コロナウイルス感染症防止対策の取組を行ってまいりました。

地域の方々が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築における介護・在宅サービス部門であること。そして、地域の方々に必要とされる施設となるようサービスの向上と職員の研鑽を積み重ねることにより、年間を通じて経営の安定化に努めてまいります。

さて、令和4年度の予定は、業務の予定量として、短期を含む施設利用者を年間1万8,542人、通所リハビリテーション利用者、年間5,544人、訪問看護利用者、年間3,790人、訪問介護利用者、年間2,988人、居宅介護支援利用者、年間1,656人を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定しています。

収益的収支でございますが、事業収益3億6,792万円、事業費用3億8,822万3,000円を計上いたしました。

資本的収支につきましては、収入で2,090万1,000円を見込み、支出では、建設改良費で2,090万円を計上いたしました。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第40号 令和4年度玉城町下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に必要な不可欠な生活基盤の根幹を支える重要な施設です。

令和4年度は、事業計画に基づき新たな地区を継続事業として整備予定です。また、管路施設の附帯機器の更新について着工いたします。

令和4年度の予算における収益的収支は、収入で5億302万6,000円、支出で5億1,211万2,000円を予定しております。年間総排水量を129万5,000立方メートルと見込み、収入における営業収益で1億6,737万4,000円を計上しています。

また、営業外収益では、補助金、長期前受金戻入など3億3,565万1,000円を計上しています。

支出においては、営業費用で4億3,318万2,000円、営業外費用で7,888万円、特別損失で5万円を計上しています。

次に、資本的収支における収入では、企業債、補助金、負担金を合わせて2億4,713万7,000円を見込み、支出では、委託料、工事請負費、宮川流域下水道事業負担金などを含めた建設改良費、企業債に係る償還金を合わせて3億7,463万3,000円を計上しています。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億2,754万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算について補足説明を申し上げますが、骨格予算にて義務的経費及び継続事業で編成いたしましたものでありますので、ご留意を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

予算書に沿って説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

第1条第1項、一般会計の総額を、前年度当初予算比で3億4,600万円の減額、率にして5.4%減の60億2,500万円といたしています。

第2項では、款項の区分等の金額を3ページ以降にございます、第1表歳入歳出予算のとおり定めるもので、議決対象とするものでございます。

第2条は、債務負担行為、第3条は、地方債、別表にてご説明を申し上げます。

第4条、一時借入金、最高額を5億円とするものでございます。

第5条、歳出予算の流用の特例を定め、第6条では預金債権と地方債債務の相殺を定めるものでございます。

10ページをお開きをお願いいたします。

第2表、債務負担行為は、1、度会土地開発公社が金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証といたしまして、借入金4,000万円と利子に相当する額を限度額として設定をいたしております。

中段から11ページにかけ、第3表、地方債。

1、公共事業等債1億1,250万円は、国営・県営かんがい排水事業、県営一般農道整備事業や県営ため池等整備事業、また、町道田丸宮古線交通安全施設整備などに係る防災安全交付金事業・橋梁長寿命化修繕工事などに係る道路メンテナンス事業に。

2、学校教育施設等整備事業債730万円は、町立田丸小学校講堂空調機器更新事業に係るもの。

3、一般補助施設整備等事業債340万円は、農地耕作条件改善事業に。

4、地域活性化事業債580万円は、田丸城跡石垣修復及び景観整備に係る事業に。

5、緊急自然災害防止対策事業債1億4,000万円は、外城田川の災害防止対策に係る河川整備事業及び町内各路線の道路補修事業に。

6、緊急しゅんせつ推進事業債300万円は、外城田川ほかのしゅんせつ事業に。

7、臨時財政対策債は、後年度に地方交付税措置されるもので、1億円を計上いたしております。

各目的事業の限度額、また、利率4%以内で証書借入できるよう設定をいたしたところでございます。

地方債合計3億7,200万円は、臨時財政対策債の減額が大きく影響し、46.9%の減でございます。

なお、地方債の令和4年度末現在高見込みにつきましては、最終ページ、118ページに掲載をしておりますが、48億1,640万8,000円を見込んだところでございます。

歳入歳出予算事項別明細書の説明につきましては、骨格予算でもありますので、新規の主なもの、前年度比較で大きなものを中心に説明を申し上げます。

歳入から説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

まず、自主財源の根幹を成す1款町税全体では、法人町民税の減額が影響し、2.3%減の19億8,615万2,000円を計上いたしました。

それでは、順次説明を申し上げます。

1項1目個人町民税においては、前年度と同規模の6億8,830万3,000円。2目法人町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響、景気の動向と昨今の申告実績を勘案し、4,204万1,000円減の1億6,018万6,000円を見込んでおります。

2項1目固定資産税は、償却資産の増額を見込むものの、家屋の減額により270万6,000円減の9億6,432万1,000円を計上。

16ページ下段、3項軽自動車税では、1目環境性能割及び2目種別割合わせ、台数実績を踏まえ、総額69万3,000円増の6,301万円を計上をいたしております。

17ページ、4項たばこ税は、前年度の実績見込みから461万4,000円増の1億333万8,000円といたしております。

5項入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響によるふれあいの館の入湯者数減で、前年度同様の675万円を見込んだところでございます。

同ページ下段、2款地方譲与税から、19ページ、5款株式等譲渡所得割交付金は、実績見込み、新型コロナウイルス感染症からの回復動向を見込み、増額計上といたしたところでございます。

19ページの6款法人事業税交付金は、地方法人課税における偏在是正措置で、1,100万3,000円増の4,900万円を計上。

また、7款地方消費税交付金は、前年度実績見込みにより4,372万3,000円増の3億7,000万円を、8款ゴルフ場利用税交付金につきましても140万円増の800万円を見込んだところでございます。

20ページをお願いいたします。

9款環境性能割交付金は、自動車取得税に代わり自動車の取得の際に課税された自動車税環境性能割が交付されるもので、前年度と同様の実績を見込み、890万円を計上。

11款地方特例交付金については、実績見込みにより2,198万円を、12款地方交付税につきましても、国の地方財政計画及び基準財政収入額の落ち込みを勘案し、1億3,658万4,000円増の16億2,558万4,000円を見込んだところでございます。

21ページ、14款分担金及び負担金、1項負担金では、2目民生費負担金で、保育料及び老人ホーム入所対象人員数の減により329万7,000円の減額。

15款使用料及び手数料は、23ページにかけ、実績精査及び新型コロナ禍での影響を勘案し、説明欄記載のとおり計上いたしております。

なお、ふれあいホール使用料につきましては、使用不可期間の分を減額をいたしたところでございます。

23ページ下段になります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費及び障害児入所給付費の増により、4,313万4,000円増の4億4,511万3,000円を計上をいたしております。

2目衛生費国庫負担金は、次ページの、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金により、2,801万5,000円増の2,858万8,000円を計上いたしております。

24ページ、同款的2項国庫補助金は、1目総務費国庫補助金で785万3,000円増の6,010万4,000円を計上。地方創生推進交付金事業にて1事業追加となり4事業といたしたことにより増額計上でございます。

2目民生費国庫補助金は、485万5,000円増の3,284万円を計上、子ども・子育て支援事業に係る経費増に伴うものであります。

3目衛生費国庫補助金は、1,494万3,000円増の1,793万3,000円を計上、新型コロナウ

イルスワクチン接種事業に係る経費分の国庫補助金でございます。

25ページ、4目土木費国庫補助金は、橋梁改修等に伴う道路メンテナンス事業費で、2,354万9,000円減の4,786万8,000円を計上。5目教育費国庫補助金は、817万8,000円増の2,486万4,000円の計上。今年度も田丸小学校講堂空調機器更新事業に係る教育施設等騒音防止対策事業費国庫補助金によるものでございます。

次に、17款県支出金、1項県負担金、26ページでございます。

2目民生費県負担金は、国庫負担金同様に2,742万9,000円の増で、2億2,980万9,000円を見込んでおります。

4目土木費、県負担金、地籍調査県負担金は、今年度要望事業見込みから296万2,000円減の259万円といたしております。

27ページをお願いします。

17款県支出金、2項県補助金、4目農林費県補助金では、農業委員会等交付金の見直しに伴う減及びため池廃止による農業水路等長寿命化・防災減災事業費の減によるもの、新規就農者総合支援事業の対象減により、1,896万4,000円減の7,320万6,000円を計上。

28ページ、同款3項県委託金、1目総務費県委託金は、3,275万2,000円を計上。今年度予定される参議院議員選挙事務委託金709万8,000円、また、来春予定される県議会議員選挙事務委託金148万6,000円を新規に計上をするものでございます。

29ページ、19款寄附金、1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金は、寄附件数の増を見込み、3,500万円増の8,510万円を計上をいたしております。

30ページをお願いします。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさと応援基金繰入金は、前年度寄附分から歳出各種事業に充当するもので、3,000万円を計上。

2目町債管理基金繰入金は、前年度同額の2,000万円を繰り入れ、公債費に充当。

3目財政調整基金繰入金は3,300万円。予算調整、歳入不足分を繰り入れるものであります。

次に、4目活性化対策事業基金繰入金3,500万円は、地方創生推進交付金事業の補助残分に充当をいたします。

また、21款繰越金は、前年と同額の3,000万円といたしております。

31ページ、22款諸収入は、前年度の実績見込みから説明欄記載の金額を計上をいたしたところでございますが、朝日新聞文化財団文化財保護助成金の皆減がございました。

33ページから34ページの23款町債につきましては、第3表、地方債でご説明申し上げた地方債限度額を説明欄記載のとおり計上いたしましたものでございますので、省略をさせていただきます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

(午後1時00分 再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

昼食前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

○副町長（田間 宏紀） 続きまして、歳出のほうに説明を移らさせていただきますが、予算決算常任委員会で、款別に目単位にて説明を各担当課長、室長から行いますので、ここでは項目単位での増減のようなものを補足としますので、ご了承いただきますようお願いをいたします。

1 款議会費につきましては、説明を省略させていただき、36ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、まず、1 目一般管理費の2,207万1,000円増額の要因は、新規採用及び各科目替えに伴う人件費並びに退職手当組合負担金の増額でございます。

39ページ、2 目文書広報費、40ページ、3 目財政管理費、4 目会計管理費、これらにつきましては人件費の組替えのほか、これまでの実績を踏まえ、それぞれ前年同規模の計上といたしております。

次ページ、5 目財産管理費の増減の要因につきましては、42ページ、ふるさと応援基金積立金を4年度から当年度の寄附金総額から返礼品、手数料等必要経費を除いた額とし、令和4年度は3,800万円といたしましたものでございます。

同ページ、6 目企画費は、田丸駅耐震診断業務委託料の皆減により減額といたしております。

次ページ、43ページでございます。

7 目交通安全対策費は、交通安全対策工事請負費で、区画線設置等の増額計上。

下段の8 目地域情報化推進費も、庁舎内のネットワークの維持管理経費など、DXデジタル化により増額計上でございます。

45ページ下段、9 目諸費では、犯罪被害者等支援金につきましては、条例制定に伴い新設でございます。

10 目地方創生推進費は、次ページ、12 節委託料、今年度追加で採択されました地方創生推進交付金事業のコミュニティー形成事業支援事業に係る経費の新規計上の増でございます。

2 款1 項総務管理費としては、47ページでございますが、3,006万5,000円増の5億2,979万9,000円の計上といたしております。

同款2 項徴税费については、2 目賦課徴収費で、令和6年度の評価替えに向けた固定資産評価業務委託料及び不動産鑑定委託料等が増額計上の主な要因で、2 項徴税费計の額といたしましては、546万9,000円増の1億953万1,000円でございます。

49ページから次ページにかけ、同款3 項戸籍住民基本台帳費は、人件費の組替え精査によるものと、個人番号、マイナンバーカード交付事業において、特設窓口を設置するなど積極的に推進するために係る費用等が増額計上いたしましたものでございます。

51ページからの4 項選挙費では、52ページ中段、3 目町長選挙費及び次ページ、6 目

町議会議員選挙費で、令和3年度予算からの継続計上、また、4目参議院議員選挙費及び5目県議会議員選挙費は、必要経費を今年度新規に計上をいたしております。

55ページ、ここからの3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で、56ページの27節繰出金、医療費、介護費用の各特別会計への繰出金の増額。

57ページからの3目老人福祉費で、次ページのほう、19節扶助費で、対象人員の減により、老人ホーム入所措置費を減額計上となっております。

また、4目介護予防費、5目国民年金費は、実績に合わせ前年同規模の計上でございます。

58ページ下段、6目児童手当費での減額は、次ページ、19節扶助費で、対象児童の減により、児童手当扶助費を減額計上をしています。

59ページから60ページ、7目心身障害者福祉費は、これまでの実績を踏まえ、19節扶助費において、障害者介護給付費及び障害児通所給付費を中心に、大きく増額計上となっております。

60ページの中段、8目福祉医療費は、前年度の利用実績から同規模程度の予算計上をいたしております。

61ページ、9目福祉・保健施設費の減額は、保健福祉会館空調機器更新工事設計分の減額でございます。工事につきましては、前年度、今年度の繰越事業といたしております。

最下段、1項社会福祉費の計でございます。8,254万3,000円増の15億3,141万9,000円の計上でございます。

62ページから63ページ、2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費で、新規採用保育士を含む保育所等の人件費のほか、63ページ下段で、19節扶助費、特定教育・保育施設型給付費などの増額。

同ページ下段からの2目児童福祉施設費で、次ページにかけまして、保育所、児童館、放課後児童クラブの運営維持管理に係る経費、3目母子福祉費は同程度の計上。

66ページ上段、3款2項児童福祉経費は、1,485万9,000円増の6億3,276万5,000円の計上でございます。

66ページから67ページ、4款衛生費、1項保健衛生費では、1目保健衛生総務費で、前年同規模ではございますが、18節負担金補助及び交付金、伊勢広域環境組合負担金につきまして、253万4,000円増の1億6,258万8,000円を計上をいたしております。

67ページからの2目予防費は、次ページで、新型コロナウイルスワクチン接種事業が当初ベースで新規計上となり、主な増額要因となっております。

69ページ下段からの3目環境衛生費では、10節需用費にて、原油高、輸送費高騰による町指定ごみ袋の購入費用の増額計上、また、次ページで、清掃員の人員減に伴い12節委託料、可燃物・資源ごみ収集運搬処理委託業務に、ペットボトル収集業務についても追加する計画でございます。

70ページ最下段、4款1項保健衛生費計では、4,372万9,000円増の4億7,520万円の計上でございます。

71ページ、2項清掃費、1目清掃総務費は、退職に伴う人件費の精査により205万2,000円減の1,309万5,000円を計上しております。

5款労働費は、労働金庫協調融資貸付金ほか、生涯現役促進協議会の運営に係る必要経費を見込み、前年同規模の2,309万2,000円を計上しています。

72ページをお願いします。

6款農林水産費、1項農業費は、1目農業委員会費で、農業委員会等交付金の交付見直しにより報酬の減額。

2目農業総務費で、人件費の組換えにより、減額計上。

73ページから、3目農業振興費での減額につきましては、次ページ、18節農業次世代人材投資資金交付金、昨年度までは青年就農給付金でありましたが、この減額。

また、4目畜産振興費につきましては、前年度同規模を計上。

次ページ、5目農地費では、主に12節委託料、農村地域防災減災事業業務、農地耕作条件改善事業設計業務委託等に1,525万6,000円を、18節負担金補助及び交付金においては、国営宮川用土地改良事業負担金4,638万6,000円、また、県営ため池等整備事業負担金、原一群地区のものでございます。890万円を新規に計上をいたしております。

これらにより、76ページ、6款1項農業費計の欄でございます。2,271万9,000円増の3億1,905万2,000円の計上となりました。

次に、2項林業費1目林業振興費は、前年同規模の1,552万6,000円を計上。

77ページ、7款1項商工費は、2目商工振興費で、主に7節報償品費、ふるさと納税返礼品に係る、ふるさと応援寄附金等報償品に2,550万円、12節委託料で、玉城町観光協会及び玉城町商工会への委託料補助などの計上で、79ページのほう、7款商工費計において、1,449万6,000円増の1億420万7,000円を計上をいたしております。

8款土木費、1項土木管理費は、1目土木総務費で、人件費計上。

80ページの同款2項道路橋梁費は、1目道路橋梁総務費で、人件費の精査による減。

81ページ、2目道路維持修繕費は、骨格予算により道路メンテナンス事業費国庫補助金、起債と公共施設等適正管理推進事業債を財源とし執行するもので、主に14節工事請負費で、田丸世古線、栄町久保線、勝田玉城インター線、田丸土羽線等の道路舗装補修のための工事費として4,000万、橋梁長寿命化に伴う橋梁補修に2,420万、また、町単独道路維持補修工事及び除草工事として2,000万円、合わせて8,420万円を計上をいたしております。

3目道路新設改良費も同様に、防災安全交付金事業で、前年度に続き田丸宮古線の交通安全施設整備の道路改良事業の計上であり、82ページ、8款2項道路橋梁費計の額といたしましては、骨格予算により8,338万5,000円減の1億7,613万6,000円といたしております。

同款3項河川費、1目河川総務費は、1,475万9,000円増の1億3,031万円を計上。前年度に続き、緊急自然災害防止対策事業債を活用した外城田川災害防止対策に係る事業1億円と、緊急しゅんせつ推進事業債の工事費を計上をいたしております。

83ページ、同款4項都市計画費、1目都市計画総務費は、人件費の精査。12節委託料で、都市マスタープランの業務委託料の皆減、事業精査により地籍調査業務委託料減などで1,981万円を計上をいたしております。

84ページからの同款5項住宅費では、次ページのほうで、2目住宅対策費、空き家リフォーム事業補助金に併せ、空き家等除却促進事業補助金及び空き家バンク支援事業補助金を創設し、空き家対策、空き家バンク登録促進に取り組む考えでございます。

86ページをお願いします。

9款消防費、1項消防費は、1目常備消防費で、前年度で伊勢市消防署玉城出張所建設工事が完了したことにより1億9,643万8,000円の減額。

同項2目非常備消防費では、消防団員報酬の見直しによる増額があるものの、消防団員退職報償金の減額などにより減額計上。

87ページ、4目災害対策費は、県単事業の防災倉庫整備費の皆減など、また、5目防災対策費は、前年度で、防災行政無線デジタル化更新工事等が終了したことに伴い2億7,089万2,000円減額で、88ページにあります9款1項消防費計といたしましては、2億5,909万3,000円の計上となりました。

下段からの10款教育費、1項教育総務費は、2目事務局費で、度会郡指導主事共同設置負担金は皆減しておりますが、県からの指導主事受入れで人件費増により、前年度と同様規模の予算の計上となっております。

90ページ、3目教育指導費につきましても前年度同規模の計上でございますが、ALT3人体制は変わりませんが、委託から3名とも直接雇用に切り替える予算の計上となっております。

91ページ、同款2項小学校費は、1目学校管理費で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う換気等予防に努めたため、10節需用費、光熱水費の増額計上、また、12節委託料、13節使用料及び賃借料では、GIGAスクール関連機器の保守委託料、使用料等を増額計上、4年度から3か年契約による学校給食業務委託料の増額も計上をいたしたところでございます。

このことにより、95ページでございます。10款2項小学校費計といたしまして、937万7,000円増の2億2,828万7,000円の計上となりました。

95ページから、同款3項中学校費は、1目学校管理費で、小学校費同様、10節需用費、光熱水費を増額計上、また、12節委託料、13節使用料及び賃借料では、GIGAスクール関連機器の保守委託料、使用料等の増額。

98ページ、こちらの計欄、842万6,000円増の8,001万3,000円を計上をいたしております。

同款4項社会教育費は、1目社会教育総務費で、人件費の組替えによる減額。

100ページのほうで、2目公民館費で、12節委託料、図書館増改装工事設計等業務委託料の皆減。

3目文化財費は、今年度で田丸城跡石垣修復工事50-1、2面が完了したことに伴う減額でございます。

次ページのほうで、12節委託料にて、続きます74面、75面の修復に係ります田丸城跡石垣修復工事の設計等委託料1,010万円を新規に計上をいたしております。

102ページ、4目中央公民館費は、修繕料及び空調機器改修設計業務委託料の減額。

また、103ページの10款4項社会教育施設費計欄は、4,880万4,000円減の8,597万5,000円の計上。

同款5項保健体育費は、前年同様規模で、105ページで、計欄でございます1,824万円を計上をいたしております。

11款災害復旧費は、1項公共土木施設災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費については、口開け計上。

106ページのほうをお願いします。

12款1項公債費は、令和3年度分の借入れを見込み、1目元金で4億6,388万6,000円、2目利子1,929万5,000円の計上、公債費計では、3,703万7,000円の増額になり、町債管理基金から2,000万円の繰入れを行い、年度間調整を図ったところでございます。

13款諸支出金、1項公営企業費で、病院会計支出金から公共下水道事業会計支出金まで一般会計の負担、また、補助金を説明欄記載のとおり計上をいたしております。

次ページ、同款2項諸費につきましては、過年度の返納金、過誤納還付金につきまして、口開け計上といたしております。

また、予備費は、前年度同額の3,000万円の計上でございます。

以上、雑駁ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 保健福祉課、奥野課長。

○保健福祉課長（奥野 良子） 所管いたします3議案について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第32号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計予算につきまして、予算の総額を15億5,794万5,000円としております。

歳入から説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

1款国民健康保険料は、加入者数を3,170人と推計し、前年度当初と比較して0.6%減の3億1,521万7,000円として、内訳は説明欄記載のとおり見込んでおります。保険料率につきましては、令和3年分所得が確定した後に設定をするということで、ご了承賜りたいと思います。

3 款県支出金は、保険給付費等交付金で、保険給付費に対して交付される普通交付金 10億7,979万3,000円。

また、特別交付金は、三重県の仮算定に基づき、保険者努力支援分の特別交付金 1,072万円をはじめとする交付金で5,337万5,000円で、前年度当初と比較いたしまして 7.5%増としております。

次の10ページをお願いいたします。

5 款繰入金は、一般会計からの繰入金で、法定繰入れとその他繰入金として保健事業における成人病検診を政策的事業と捉え186万2,000円の計上をし、また、令和4年度から実施する未就学児の均等割保険料軽減措置に係る公費負担分の繰入金は、口開けとしております。

6 款繰越金は、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

12ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費は、2 名分の職員人件費及び事務費、国保連合会負担金を説明欄記載のとおり計上し、1,958万円としています。

13ページの2 項徴収費は、会計年度任用職員1 名分の人件費と保険料賦課徴収に係る事務経費を計上しております。

総務費全体で前年度当初と比較し11.8%減となっておりますのは、担当職員の異動に伴う人件費の減額が主な要因でございます。

14ページから16ページにかけて、2 款保険給付費全体は、前年度当初と比較し 12.1%増を見込んでおり、特に、1 項療養諸費の一般被保険者療養給付費で9,958万 5,000円、2 項高額療養費の一般被保険者高額療養費で1,773万8,000円の増加を見込んでおります。

16ページ、6 項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に係る給付で、引き続き、口開けとして前年度と同額を計上しております。

16ページ下段から17ページにかけて、3 款国民健康保険事業納付金は、三重県の算定に基づき、1 項医療給付費分2 億6,922万4,000円、2 項後期高齢者支援金等分9,580 万円、3 項介護納付金分3,088万6,000円で、前年度当初と比較し2.2%減少しております。

4 款保健事業費、1 項保健事業費、2 目保健施設事業費で、成人病検診250人分を予定し、委託料557万4,000円を計上しました。

18ページ、2 項特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導の経費で、2,517万円を計上しております。

19ページ、8 款予備費を1,479万5,000円とし、調整を行いました。

21ページ以降に、付表、給与費明細書を添付しておりますので、後刻、ご高覧いただきますようお願いいたします。

なお、この予算編成に際しまして、国保運営協議会での協議、承認をいただいたこと

を申し添えます。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第35号 令和4年度玉城町介護保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算の総額を14億3,916万円としております。

本会計は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画である第8期介護保険事業計画を基に予算編成を行いました。

予算書5ページをお願いします。

第2表、債務負担行為の1について、令和6年度から8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画策定業務を、令和4年度、令和5年度の2か年で実施するため、限度額350万円を設定するものです。

2の生活支援体制整備事業は、令和3年度から5年度までの3か年事業である生活支援コーディネーター委託業務について、残る令和4年度と令和5年度、2か年分の限度額を889万7,000円と設定するものでございます。

次に、歳入を説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

1款保険料は、事業計画に基づく見込みで、前年度当初と比較し、0.6%減の3億849万8,000円を計上しています。

介護保険料の基準額は、月額で6,260円、こちらの金額については令和5年度まで固定となっております。

保険料全体で3億849万8,000円を計上しております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は、保険給付費事業計画額を基に2億3,977万3,000円といたしております。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、当初見込み額5,978万2,000円、2目及び3目の地域支援事業交付金は、本年度の地域支援事業経費の見込みに基づき、それぞれ計上しております。

4目保険者機能強化推進交付金は、保険者機能の強化、被保険者の自立支援、重度化防止等に資する施策に対し交付されるもので、272万1,000円を計上しております。

10ページをご覧ください。

5目介護保険保険者努力支援交付金は、保険者機能強化推進交付金の上乗せとして、特に、介護予防・健康づくりに関する項目の評価により交付されるもので249万7,000円を計上し、保健福祉事業の財源として充当いたしております。

3款支払基金交付金、11ページにかけましての4款県支出金は、国庫支出金と同様、保険給付費及び地域支援事業費を基にそれぞれ計上いたしております。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は、保険給付費及び地域支援事業費の法定負担額及び人件費を含む事務費等で、全体で2億2,074万円としています。

次の12ページをお願いします。

2項基金繰入金は、保険給付費の財源として、前年度と同額1,000万円の取崩しを計上しております。

7款繰越金も、前年度と同額としております。

次に、歳出について説明させていただきます。

14ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は、職員1名分の人件費、介護保険事務に係る経費を説明欄記載のとおり計上しております。

本年度は、委託料に第9期介護保険事業計画等策定業務委託料150万円を計上し、アンケート調査を実施する予定としております。

15ページから16ページにかけて、2項徴収費及び3項介護認定審査会費は、介護保険料の徴収、また、介護認定審査会に係る費用を説明欄記載のとおり計上しております。

2款保険給付費は、事業計画で見込んだ介護サービス等の給付費で、前年度当初と比較し、1,234万7,000円増の13億2,521万円としています。

次の17ページから19ページまで、3款地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業及び生活支援サービス事業に係る経費で、職員3名と会計年度任用職員2名分の人件費のほか、介護予防教室、介護相談員などへの各種報償金をはじめとして事業に必要な費用を説明欄記載のとおり計上し、前年度当初と比較して302万9,000円減の7,560万1,000円としております。

18ページ、12節の生活支援体制整備事業委託料1,001万円は、債務負担行為を設定した生活支援コーディネーター委託料と、高齢者の多様な活躍の場の確保とマッチングを進める就労的活動支援コーディネーター委託料を合わせた額となっております。

4款保健福祉事業は、町が独自に被保険者全体を対象に実施する事業で、要介護被保険者の介護者等を支援したり、被保険者が要介護状態となることを予防するために必要な事業を行うものでございます。

保険者努力支援交付金を財源といたしまして、居場所の運営委託料242万6,000円を計上しております。

20ページ、7款予備費を254万9,000円とし、調整を行っております。

21ページ以降は、付表、給与費明細書、債務負担行為の支出予定額等に関する調書を添付しておりますので、後刻、ご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第36号 令和4年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算の総額を3億2,498万1,000円としております。

後期高齢者医療制度は、令和4年10月から所得の状況に応じ2割負担の導入が予定されております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、三重県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき、総額で1億3,551万5,000円とし、前年度当初と比較いたしまして3.3%増となっております。

被保険者数は、2,139人と推計をされ設定されたものでございまして、令和4年、令和5年は保険料率の改訂年となっております、2年ごとに改訂が行われます。令和2年、令和3年の保険料率がそのまま据え置かれる予定となっております。

3款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金1億4,920万5,000円、低所得者の保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金3,725万円を計上しております。

9ページ、5款繰越金は、前年度繰越金として280万円としております。

次に、歳出について説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費及び2項徴収費は、一般事務経費、保険料の徴収業務に係る電算委託料、後期高齢者医療システム使用料など、説明欄記載のとおり経費を計上いたしております。

11ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、三重県後期高齢者医療広域連合の試算に基づくもので、前年度当初と比較し1.2%増の3億2,052万5,000円、その内訳は説明欄記載のとおりでございます。

予備費を前年度と同額の30万円とし、調整を行っております。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 産業振興課、里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） それでは、産業振興課が所管いたします議案第33号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

アスパア玉城は、平成4年6月に温泉湧出、平成8年度に中山間地域資源活用整備事業により現在の温泉施設ふれあいの館を整備し、順次、ふるさと味工房、てづくり工房、周辺公園の整備を図ってきたところであります。

温泉施設は、開業以来、町内はもとより周辺地域の方々にも広くご利用をいただいております。また、令和3年度より、ふれあいの館内のテナントを商工会様と連携し、将来の開業を目指し、お試しで開業できるスペース、チャレンジショップとして活用させていただいております。

それでは、7ページ、予算書7ページをお開きください。

2の歳入から説明させていただきます。

1款使用料及び手数料は、ふれあいの館入浴使用料で、新型コロナウイルス感染症のこともありますが、令和3年度と同額の1,550万円を目標に計上いたしております。

2款繰越金は、前年度から繰越金として100万円を計上し、3款諸収入の主なものと

して、ふるさと味工房、てづくり工房使用料収入120万円を、その他の諸収入については、令和3年度の実績見込みから予算額を計上いたしております。

次に、8ページをお願いします。

5款繰入金では、一般会計繰入金を前年度と当初予算比で199万7,000円の増額、率にして約9.4%の増、2,321万4,000円で計上しています。

9ページ、3、歳出をお願いします。

1款管理運営費で、アスピーア玉城全体の管理経費として、前年度当初予算比で176万3,000円の増額、率にして4.5%増の4,087万8,000円としています。主な理由は、職員報酬の単価引上げ、原材料の高騰などで相次ぐ需用費等の値上げが全体的に影響しております。新型コロナウイルス感染症対策と合わせて増額要因となっております。

それでは、予算書に沿って説明いたします。

節1報酬、会計年度任用職員報酬870万1,000円では、11人の短時間労働職員の報酬を計上し、節8旅費、会計年度任用職員費用弁償23万7,000円は、職員の通勤費用手当を計上しています。

ちょっと飛ぶんですが、次ページの10ページをお願いいたします。

説明欄、上から3段目、防犯カメラ借上げ料14万9,000円を新規計上しています。こちらは、温泉施設ふれあいの館ホール内へ防犯カメラを4か所設置し、防犯を未然に防ぎ、従業員のモラルの向上につなげたいと考えています。

そのほか、節10需用費、消耗品から、節26公課費までについて、説明欄記載のとおり計上経費として計上いたしております。

予備費につきましては83万5,000円を計上いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（風口 尚） 上下水道課、平生課長。

○上下水道課長（平生 公一） それでは、所管します3議案について補足説明をいたします。

まず、議案第34号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を申し上げます。

農業集落排水事業特別会計は、平成21年12月の三郷・昼田地区を供用開始して以来、3処理場の維持管理が主な事業内容となっていました。このたび、管路の附帯設備となる中継ポンプ通報装置についても、機器更新に向けた計画を策定いたします。

それでは、説明に移ります。

予算書9ページ、歳入をお願いします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目受益者分担金5万円は、滞納繰越分の収入を見込んで計上しています。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料1,449万8,000円は、1節下水

道使用料と、2節滞納繰越分における収入見込みと合わせて、前年対比で256万8,000円の増額で計上しています。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1,000円は、農業集落排水整備支援事業基金の積立利子収入を見込んで計上しています。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金6,339万9,000円は、処理場の維持管理費用並びに起債償還等について不足する額を補うため一般会計から繰り入れるもので、前年対比で142万8,000円の減額となっております。

10ページをお願いします。

2項1目基金繰入金274万9,000円は、起債償還元金に充当するために農業集落排水整備支援事業基金から取り崩すものです。

6款繰越金では、前年度からの繰越見込み80万円を計上しています。

7款1項町債、1目農林水産債では、農業集落排水事業特別会計を公営企業会計へ移行する業務委託費に充てる企業債としての借入額630万円を計上しております。

11ページをお願いします。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農業集落排水施設事業国庫補助金では、管路に付帯する中継ポンプ通報装置について、機器更新事業の採択に向けた計画策定業務に充てる補助金額として、新たに2,218万7,000円を計上いたしております。

12ページの歳出をお願いします。

1款1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水総務費では、総務経費として、説明欄記載の内容で755万6,000円を計上しており、前年対比で461万3,000円の減額で計上しています。減額の主なものは、公営企業会計移行業務の委託料が、前年対比で394万9,000円の減額となったことによるものです。

続きまして、2目農業集落排水維持管理費では、3つの処理場に係る維持管理経費の合計2,763万6,000円を計上しており、10節需用費は、修繕料・電気料等で1,220万円、施設更新計画に基づき処理場の機械設備である曝気ブローアースクリーン設備等の交換を予定しております。

11節役務費では、各処理場の汚泥くみ取り手数料等で、前年度と同額の699万1,000円を計上しています。

12節委託料では、各処理場及び管路施設の維持管理業務等で844万5,000円を計上しています。

13ページをお願いします。

3目農業集落排水整備費では、管路に付帯する中継ポンプ通報装置について、機器更新事業の採択に向けた計画策定に係る委託料として、新たに2,652万1,000円を計上しています。

2款1項公債費では、農業集落排水事業に係る起債の元金償還金、利子償還金、一時借入金利子を合わせて4,627万3,000円で、前年対比199万7,000円の増額で計上していま

す。

3款予備費では、施設の緊急修繕を見越して、前年度と比較して50万円増額した200万円を計上しております。

以上、議案第34号の補足説明といたします。

続きまして、議案第38号 令和4年度玉城町水道事業会計予算の補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

まず、第2条において、令和4年度の業務の予定量は、年度末給水件数6,270件、年間給水量200万立方メートル、1日平均給水量5,479立方メートルとし、予定量については、令和3年度の実績を踏まえ、前年対比で件数にして20件の増加、予定量については2万立方メートルの減少としております。

また、主な建設改良事業として、配水管更新工事を予定しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定め、次ページ、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定め、第5条以下は、これに伴う限度額等を定めるものです。

詳細について、5ページの予算実施計画をお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益、1項営業収益2億9,927万3,000円の内訳として、1目給水収益で2億9,700万円、前年対比519万2,000円の減額になります。2目受託工事収益は、前年と同額の76万5,000円、3目繰入金は消火栓の維持管理に係る一般会計繰入金で50万円、4目その他営業収益で材料売却収益等100万8,000円をそれぞれ計上しております。

2項営業外収益2,100万3,000円の内訳として、1目受取利息及び配当金で、定期預金に係る利息収入20万7,000円、3目消費税還付金で100万円をそれぞれ計上し、4目長期前受金戻入は1,935万2,000円で、前年対比78万3,000円の減額で計上しております。

6ページの支出をお願いします。

1款水道事業費用、1項営業費用2億5,480万円の内訳として、1目原水費で、水質検査・水源地の宿日直代行・機械設備の保守点検等に係る委託料、水源地ポンプ類の電気料金等の動力費、南勢水道の受水費、それぞれ主なものとして5,696万5,000円で、前年対比883万7,000円の増額を計上し、2目配水費では、山神加圧ポンプ場の電気料金等に係る動力光熱水費、施設警備保障や水道メーター交換時に係る委託料、水道管及び配水施設の修繕費を主なものとして3,344万8,000円、前年対比で1,191万3,000円の増額を計上しています。

7ページに移りまして、3目受託工事費で76万5,000円、4目総係費では、人件費のほか、会計・料金システムの保守及び水道メーター検針業務委託料、会計・料金システム賃借料、各種会費負担金を主なものとして4,789万6,000円、前年対比で263万9,000円の増額を計上しています。

8ページに移りまして、5目減価償却費で、有形固定資産の減価償却に係る費用とし

て1億1,452万6,000円、前年対比で60万円の減額、6目資産減耗費で、配水管の更新に係る除却費等で70万円をそれぞれ計上しています。

2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費、3目消費税を主なものとして748万1,000円、前年対比で373万8,000円の減額を計上。

3項特別損失で、過年度損益修正損として9万円、4項予備費では前年同様1,000万円をそれぞれ計上しております。

9ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入、1項1目企業債で、建設改良費に係る水道事業債で、前年同額の1億5,000万円を計上し、2項1目分担金で、新規加入者分担金、開発等による配水管布設工事に係る負担金を主なものとして521万8,000円、前年対比で91万6,000円の増額。

3項繰入金、1目他会計繰入金で、自治区要望等による消火栓の新設に係る費用として一般会計繰入金を前年同様55万円をそれぞれ計上しています。

10ページをお願いします。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費で、継続事業である幹線配水管布設工事のほか、曾根地内の配水管布設、田辺方面の仕切弁増設を予定し、これらに伴う積算・施工管理等委託料及び工事請負費を主なものとして2億1,607万2,000円、前年対比で2,874万4,000円の増額。

3項償還金では、企業債償還元金として5,168万1,000円、前年対比で404万3,000円の増額をそれぞれ計上しています。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億1,218万4,000円は、減債積立金5,168万1,000円、過年度分損益勘定留保資金4,144万9,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,905万4,000円で補填するものです。

また、11ページには予定キャッシュフロー計算書を、18ページには予定損益計算書を、20ページから23ページにかけて令和3年度末及び令和4年度末での予定貸借対照表を、24ページには重要な会計方針及び予定貸借対照表に関連する注記を添付しておりますので、併せてご高覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第38号の補足説明といたします。

○議長（風口 尚） 平生課長、提案理由の説明の途中ですけれども、ちょっと10分間休憩します。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

○上下水道課長（平生 公一） 続きまして、議案第40号 令和4年度玉城町下水道事業会計の補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

まず、第2条において、令和4年度の業務の予定量を、排水戸数4,240戸、年間総排水量129万5,000立方メートル、1日平均排水量3,548立方メートルとし、前年度当初より排水戸数で100戸、総排水量で1万6,190立方メートル、率にして1.27%の増加を見込んでいます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定め、次ページ、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定め、第5条以下は、これに伴う限度額等を定めるものです。

詳細について、5ページの予算実施計画をお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益、1項営業収益1億6,737万4,000円の内訳として、1目下水道使用料で1億6,715万5,000円、前年対比で3,288万円の増額。

2項営業外収益3億3,565万1,000円の内訳として、1目他会計負担金及び補助金で、一般会計からの事業運営補助金として2億1,626万8,000円、前年対比で1,602万3,000円の減額、2目消費税還付金では、口開けとして1,000円を計上しています。

4目長期前受金戻入で1億1,932万2,000円、前年対比で74万5,000円の増額を計上し、3項特別利益、1項過年度損益修正益では1,000円をそれぞれ計上しています。

6ページの支出をお願いします。

1款下水道事業費用、1項営業費用4億3,318万2,000円の内訳として、1目管渠費で、中継ポンプに係る通信運搬費、管路の維持管理に係る委託料、施設の修繕費、中継ポンプの電気料金である動力費を主なものとして3,064万9,000円、前年対比で186万2,000円の増額を計上しています。

7ページをお願いします。

3目総係費では、建設改良費より移行した職員2名分の人件費、会計・料金システムに係る賃借料、下水道台帳の更新に係る負担金を主なものとして1,812万8,000円、前年対比で1,185万9,000円の増額を計上しています。

4目流域下水道費では、宮川流域下水道の汚水処理に係る維持管理負担金1億3,613万6,000円、前年対比で670万6,000円の増額を計上しています。

5目減価償却費では、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却に係る費用2億4,798万3,000円、前年対比で43万1,000円の減額を計上しています。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息を主なものとして7,786万8,000円、前年対比で380万4,000円の減額を、4目消費税は100万円を計上し、3項特別損失では、1目過年度損益修正損で5万円を計上しています。

8ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入、1項企業債では、建設改良工事及び宮川流域下水道事業の建設改良負担金に係る下水道事業債として8,290万円、前年対比で6,520万円の減額を計上しています。

2項補助金では、1目国庫補助金で、社会資本整備総合交付金事業に基づく補助金

1,285万円、前年対比で3,215万円の減額、2目他会計補助金では、建設改良費及び企業債償還等に対して不足する額を一般会計から繰り入れる補助金として1億4,524万9,000円、前年対比で54万5,000円の増額をそれぞれ計上し、3項負担金では、供用開始地区を含む受益者負担金を見込んで613万8,000円を計上しております。

9ページの支出をお願いします。

資本的支出1項建設改良費、1目施設費で、当年度事業の積算・工事管理に伴う委託料、宮川流域下水道事業の建設改良負担金、当年度の工事請負費を主なものとして、9,940万9,000円、前年対比で1億2,443万4,000円の減額を計上しております。

また、2項償還金では企業債償還元金として2億7,527万4,000円、前年対比で1,481万4,000円の増額を計上しています。

10ページには予定キャッシュフロー計算書を、16ページには予定損益計算書を、18ページから21ページにかけて、令和3年度末及び令和4年度末での予定貸借対照表を、22ページには重要な会計方針及び予定貸借対照表に関連する注記を添付しておりますので、併せてご高覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第40号の補足説明といたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局、竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） それでは所管いたします議案第37号、39号の2議案について補足説明をさせていただきます。

議案第37号 令和4年度玉城町病院事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第2条、業務の予定量でございますが、病床数、療養病床50床、年間患者数延べ入院患者1万7,885人、延べ外来患者数2万1,870人、1日平均患者数、入院49人、外来90人と定めております。

続きまして、主な建設改良事業におきましては、機器整備といたしまして、MRIシステム、インバーター一般撮影装置、移動型X線装置、超音波診断装置の更新、建設改良工事といたしましてMRI室設置工事を計上いたしております。

第3条における収益的収入及び支出につきましては、5ページからの予算実施計画によりご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきますようお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、まず、収入でございます。

予算総額は7億5,263万5,000円で、前年度比較8.3%の増といたしております。

1項の医業収益は、6億4,713万9,000円、前年度比較7.3%の増を見込んでおります。

内容といたしましては、説明欄記載の入院患者・外来患者見込み数及び平均単価からの算出と、その他医業収益におきましては、人間ドック、予防接種、新型コロナワクチ

ン接種費用、PCR検査費用などによります公衆衛生活動収益等の収入でございます。

次に、2項医業外収益でございますが、主なものは、2目一般会計からの運営費補助であります他会計補助金79万2,000円、3目地方公営企業法によります繰入れ基準による負担金交付金8,741万5,000円、5目医療品譲渡収益では、介護老人保健施設への医薬品を譲渡することによる収益276万円、7目長期前受金戻入881万8,000円、こちらは補助金等により取得しました資産の減価償却見合い分を収益化するために計上するものであります。

また、3項特別利益といたしまして、三重大学医学部寄附金講座への支払いのため、町からの寄附金補助を計上しております。

6ページをお開きいただきますようお願いいたします。

収益的支出でございます。予算総額7億6,672万2,000円といたしております。

1項医業費用といたしましては、7億3,869万9,000円を計上しております。

1目給与費におきましては、職員総数72名分を計上しているほか、内科・眼科・皮膚科等の外来診療への医師派遣、宿日直への医師派遣の報酬を計上いたしております。

2目材料費の診療材料費におきましては、PCR検査の材料費を計上いたしております。

3目経費につきましては、光熱水費、施設・設備の修繕料、医療機器、医業施設の賃借料、保守委託料などを計上いたしております。

7ページをお願いいたします。

4目減価償却費、5目研究研修費につきましては、説明欄記載内容で計上をいたしております。

2項医業外費用でございますが、1目企業債利息926万7,000円、3目患者外医療材料費につきましては、介護老人保健施設への医薬品譲渡費用でございます。4目雑損失では、消費税納付額、5目繰延勘定償却では、控除対象外消費税償却費を計上いたしましたものでございます。

3項特別損失でございますが、寄附金の800万円につきましては、三重大学医学部寄附金講座への支出でございます。

医業収支比率につきましては、87.6%を予定しております。

2ページへお戻りいただきますようお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、支出の第1項建設改良費として、MRIシステム、一般撮影装置、移動型X線装置、超音波診断装置などの更新に係ります購入費用1億4,355万円。

第2項企業債償還金4,268万8,000円を計上いたしております。

また、収入につきましては、1項他会計負担金は、企業債償還元金の2分の1の額を繰入れ基準といたしまして一般会計から繰り入れ、2,134万3,000円を計上するものでございます。

2項企業債は、MR Iシステム、一般撮影装置、移動型X線装置、超音波診断装置などの購入費についての借入れ1億4,355万円を計上いたしております。

なお、収入が支出に不足する額2,134万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、第5条におきまして、企業債の目的、限度額などを定めております。

第6条におきまして、一時借入金限度額を6,000万円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ他に流用できない経費といたしまして、職員給与費及び交際費をそれぞれ定めております。

3ページをお願いいたします。

第8条では、他会計等からの負担金及び補助金の繰入れ金額を、また、第9条では、棚卸資産として、医薬品の購入限度額を5,000万円と定めております。

なお、9ページには、この病院事業会計につきましての予定キャッシュフロー計算書を掲げております。

また、18ページから19ページには、令和3年度末の予定損益計算書を、20ページから21ページには、令和3年度予定貸借対照表を、また、22ページから23ページには、令和4年度末の予定貸借対照表を、24ページから25ページには、重要な会計方針及び財務諸表注記事項をそれぞれ掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第37号 令和4年度玉城町病院事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第39号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第2条、業務の予定量でございますが、介護老人保健施設、定員51人、利用者数、長期・短期入所を合わせまして年間1万8,542人、通所、定員1日27人、年間利用者数5,544人、訪問看護、利用者数、年間3,790人、訪問介護、利用者数、年間2,988人、居宅介護支援の利用者数を年間で1,656人と定めております。日平均の利用者数につきましては、記載のとおりであります。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出、また、3ページの第4条、資本的収入及び支出につきましては、5ページからの予算実施計画によりご説明申し上げます。

予算書5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、まず、収入でございますが、予算総額3億6,792万円といたしております。

1項施設営業収益といたしまして、1目は、長期・短期入所利用の介護報酬及び利用者の自己負担分を合わせたサービス費収益、2目は、居住費・食材費等の利用料収益、

3目は、その他営業収益を合わせまして2億3,340万4,000円を計上いたしております。

2項通所営業収益といたしまして6,352万4,000円の収入を見込み、3項訪問看護営業収益2,697万5,000円、4項訪問介護営業収益1,465万6,000円、5項居宅介護支援営業収益2,345万4,000円とし、介護サービス費収益を中心に予算計上をいたしております。

6ページをお願いいたします。

営業外収益でございますが、2目一般会計からの運営費補助であります他会計補助金234万円、4目では、長期前受金戻入といたしまして、補助金等により取得した資産の減価償却相当分を収益化するため301万1,000円を計上するためのものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

支出でございますが、予算総額を3億8,822万3,000円といたしております。

1項施設営業費用の1目給与費につきましては、職員37名分を計上しております。2目材料費、3目経費につきましては、光熱水費、施設・設備の修繕料、機器、施設などの賃借料、保守委託料などを計上しております。

8ページをお願いいたします。

4目減価償却費、5目研究研修費につきましては、備考欄記載の内容で計上をいたしております。

以下、2項通所営業費用6,250万3,000円。

9ページをお願いします。

3項訪問看護営業費用1,881万3,000円。

10ページをお願いします。

4項訪問介護営業費用1,392万4,000円。

11ページをお願いいたします。

5項居宅介護支援営業費用1,763万1,000円を、備考欄記載の内容でそれぞれ計上をいたしております。

13ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、まず、支出の1項建設改良費として、昇降機の改修に係る費用2,090万円を計上いたしております。

収入に戻りまして、1項寄附金に1,000円を計上。

2項企業債は、昇降機の改修費用についての借入れ2,090万円を計上いたしております。

3ページにお戻りください。

第5条におきましては、一時借入金の借入れ限度額を5,000万円と定めております。

第6条では、議会の議決を経なければ他に流用することができない経費といたしまして、職員の給与費及び交際費をそれぞれ定めております。

4ページをお願いします。

第7条では、他会計等からの補助金の繰入れ金額を、また、第8条では、棚卸資産と

いたしまして購入限度額を60万円と定めております。

なお、14ページには、この介護老人保健施設会計につきましての予定キャッシュフロー計算書を掲げております。

また、22ページから24ページについては、令和3年度末の予定損益計算書、25ページから27ページには、令和3年度末の予定貸借対照表を、また、28ページから30ページには、令和4年度末の予定貸借対照表を、31ページから32ページには、重要な会計方針及び財務諸表注記事項をそれぞれ掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第39号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時34分 再開）

○議長（風口 尚） 再開します。

◎追加日程第1 議案第41号 令和4年度玉城町一般会計予算補正予算（第1号）について

○議長（風口 尚） ただいま提出されました議案第41号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第1号）を追加日程第1とし、これを議題とします。

町長に、提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

〔辻村 修一 町長登壇〕

○町長（辻村 修一） ただいま追加上程をいただきました議案第41号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

まず、3月7日現在の玉城町のワクチン接種の状況でございますけれども、3回目接種をいただきました方の率が38.5%でございます。65歳以上の方になりますと88.3%の方が接種を済ませていただいております、大変この対策、ワクチン接種にご理解をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。3月19日以降の予約枠にまだ空きもございますので、積極的な接種のご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

さて、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応する、いわゆるコロナ対策事業でございます。令和4年度当初予算につきましては、先ほど骨格予算として上程したところでございますが、コロナ対策につきましては、まん延防止措置期間は終了したものの今なお予断を許さず、引き続き待ったなしの状況であ

ります。国からの財政措置の状況を踏まえて、4月からも滞ることなく、強力かつ円滑に対策を押し進めていくことが必要不可欠であると判断し、今回、追加議案として上程をしたところでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億200万円を追加し、予算総額を61億2,700万円とするものであります。本コロナ対策については、これまでの経過を踏まえ、昨年度実施しました、ずっともっとスマイルプランの令和4年度版として位置づけるとともに、一昨年に宣言しました、やさしさと思いやりあふれる町づくりの思いを取り入れ、ウィズコロナへの的確な対応やアフターコロナへの礎となる対策を講じるため、思いやりあふれる感染防止対策、笑顔あふれる地域経済の回復、優しさあふれる未来への対策の3つの項目を柱に、18の事業を展開するものでございます。

なお、内容について分かりやすく説明をするために、このボードに沿って、それぞれの事業ごとに説明をいたしますので、ご了承願います。

それでは、主な事業及び内容について説明します。

1つ目の思いやりあふれる感染防止対策では、総額1,400万円を計上しています。昨年度に引き続き、自治区が主体的に配備する感染防止用品などの購入費用を補助いたします。

次に、公共施設感染防止対策として、町内保育所への感染対策、整備等、日々の消毒や清掃などに当たる用務員の配置、また、小中学校や役場庁舎への感染防止対策費用として、合計で900万円を計上しています。

次に、感染者等支援対策では、感染者への生活支援として感染者1人につき2万円を支給する感染症給付金をはじめ、買物代行サービス、即時必要な生活用品をお届けする思いやりでプロジェクトのほか、生活困窮者対策など、昨年度に引き続き実施する事業経費として350万円を計上しています。

2つ目に、笑顔あふれる地域経済の回復では、力強く地域経済の活性化を後押しするため、消費喚起、経済回復として、令和4年度は昨年度の状況を踏まえ、ポイント運用型の地域デジタル商品券の発行を考えています。詳細については、今後の地域通貨としての活用方策も含めて商工会と緊密に連携し進めてまいります。

次に、事業者応援では、新規取組として非接触で特産品販売を可能とするため、自動販売機の設置費用を補助してまいります。

また、玉城町版事業復活支援金では、第6波で売上げが減少し、国の事業復活支援金の給付を受けた事業者に対し支援金を上乘せするほか、テークアウトの推進に係るちらし作成及び周知に係る経費など1,600万円を計上しています。

3つ目に、優しさあふれる未来への対策では、緊急雇用促進として、一時的に町の会計年度任用職員としてつなぎ雇用を創出、また、町デジタル化推進計画に基づき住民サービスの向上を目指した行政のオンライン化に伴うシステム環境整備など、図書館パワーアップ事業は新規事業で、図書館の改修に併せて2,000冊分の電子図書についても

整備する経費など、合計で3,250万円を計上しています。

また、財源については、国からの交付金1億200万円を見込んでいます。

なお、今後コロナ対策費用については、必要に応じて迅速かつ適切に措置してまいりたいと考えております。

以上、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日9日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後2時42分 散会)